

# やまなし障害者プラン 2015

(山梨県障害者計画・山梨県障害福祉計画)

平成 27 年度～平成 29 年度

平成 27 年 3 月  
平成 28 年 月 (改定)(案)

山梨県



## 目 次

第1	計画の基本的な事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	障害のある人の定義	2
5	障害保健福祉圏域	2
6	計画の進行管理	3
7	計画の見直し	3
第2	計画の基本的な考え方	5
1	基本理念	5
2	障害者施策の基本的方向	5
3	障害者施策を推進するための横断的視点	6
第3	山梨県における障害のある人の現状把握	8
1	障害者手帳の交付等の状況	8
(1)	身体障害	8
(2)	知的障害	10
(3)	精神障害	12
(4)	難病	13
2	障害のある人の雇用の状況	14
3	特別支援学校卒業生の進路の状況	15
4	障害者施策に関する法整備等	16
第4	分野別施策の展開	18
1	施策目標	18
2	施策展開の考え方	19
3	施策の展開	21
(1)	誰もが暮らしやすいまちをつくるための施策	21
ア	相互理解の促進	21
イ	協働体制の整備	24
ウ	差別の解消及び権利擁護の推進	26
エ	ユニバーサルデザインの推進等	28
オ	安全・安心の確保	31
(2)	生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすための施策	34
ア	自己選択・自己決定の支援	34
イ	障害福祉サービスの充実	38
ウ	保健・医療の充実	42

( 3 )	自らの力を高め地域でいきいきと活動するための施策	4 7
ア	教育の充実	4 7
イ	雇用・就労の支援	5 3
ウ	社会参加への支援	5 8
第 5	数値目標	6 3
第 6	地域生活移行・就労支援等に関する数値目標及びサービスの見込み量等 ( 第 4 期山梨県障害福祉計画 )	6 5
1	平成 2 9 年度における地域生活移行・就労支援等に関する数値目標	6 5
2	各年度におけるサービスの見込量	6 9
3	各年度における指定障害者支援施設の必要入所定員総数	7 3
4	サービス提供を担う人材の養成・確保	7 4
5	山梨県地域生活支援事業の実施に関する事項	7 5
6	障害保健福祉圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び 計画的な基盤整備の方策	7 8
参考資料 1	障害者団体との意見交換会の状況	8 7
参考資料 2	障害のある人への差別に関するアンケート結果	9 5
参考資料 3	障害者に関する意識調査	1 1 4

# 第 1 計画の基本的な事項

## 1 計画策定の趣旨

本県では、平成10年2月に「やまなし障害者プラン」を策定しました。その後、平成16年3月に「新たなやまなし障害者プラン」、平成21年3月に「新やまなし障害者プラン」、平成24年3月に「やまなし障害者プラン2012」を策定し、障害者の自立及び社会参加の支援、更に障害の有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、障害者施策を総合的に推進してきました。

一方、国では、障害者基本法の改正をはじめ、障害者虐待防止法、障害者差別解消法など障害者施策に係る法整備を進め、平成26年1月に障害者の権利に関する条約を批准しました。

この計画は、国の動向や障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、障害者基本法の目的である共生社会の実現に向け、市町村や関係機関と連携しながら、総合的に障害者福祉施策に取り組むための指針として策定するものです。

## 2 計画の位置付け

やまなし障害者プラン2015は、山梨県障害者計画と、第4期山梨県障害福祉計画を統合したものです。

- 
- ・ 山梨県障害者計画  
障害者基本法第11条第2項の規定に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画
  - ・ 第4期山梨県障害福祉計画  
障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画

### 3 計画の期間

平成27年度から29年度までの3年間

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」（以下「基本指針」という。）において、障害福祉計画は、3年を1期として作成するとされていることから、この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

### 4 障害のある人の定義

障害者基本法において、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。

また、社会的障壁を「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義し、障害のある人の社会参加の制限や制約の原因が障害のある人個人にあるのではなく、機能障害と社会的障壁との相互作用によって生じるものであるという障害者の権利に関する条約の考え方を取り入れています。

こうしたことから、この計画における障害のある人には、障害に係る各種手帳を所持しているだけでなく、機能的な障害に伴う社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受けている状態にある人も含むこととします。

### 5 障害保健福祉圏域

4圏域（中北圏域、峡東圏域、峡南圏域、富士・東部圏域）

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域として、障害者総合支援法第89条第2項第1号の規定及び基本指針に基づき、障害保健福祉圏域を設定します。

福祉と保健・医療の連携を図るため、高齢者福祉圏域及び地域保健医療計画の二次医療圏と同一の4圏域とします。

## 6 計画の進行管理

この計画で定めた事業の目標や数値目標、各年度におけるサービスの見込量に対する達成状況について、障害者基本法に基づく合議制の機関である山梨県障害者施策推進協議会に報告し、同協議会の点検、評価を受けます。

## 7 計画の見直し

~~現在、本県では、山梨県障害者幸住条例の改正に向けた検討を進めています。この条例は本県障害者施策の基本となるものであり、やまなし障害者プラン2015に掲げる施策は条例との整合性を図る必要があります。~~

~~今回の条例改正では、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定など国が急速に進めてきた法整備等を踏まえ、目的や基本理念をはじめ施策に至るまで全面的に見直すことを予定しているため、条例改正後にプランの見直しを行うこととします。~~

また、山梨県施策推進協議会において、目標の達成状況の点検を踏まえ見直しが必要であると判断された場合も~~は~~、このプランの見直しを行います。

## 障害保健福祉圏域



圏域	構成市町村	所管保健福祉事務所
中北障害保健福祉圏域	甲府市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 中央市 昭和町	中北保健福祉事務所
峡東障害保健福祉圏域	山梨市 笛吹市 甲州市	峡東保健福祉事務所
峡南障害保健福祉圏域	市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町	峡南保健福祉事務所
富士・東部障害保健福祉圏域	富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村	富士・東部保健福祉事務所

## 第2 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

県民誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

### 2 障害者施策の基本的方向

共生社会の実現に向け、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するため、次の点を重視して、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

(1) 障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(2) 障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

(3) 障害のある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

( 4 ) 障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約する障害を理由とする差別、その他の権利利益を侵害する行為の解消に向け取り組みを進めること。

( 5 ) 障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁については、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮がなされるよう取り組みを進めること。

### 3 障害者施策を推進するための横断的視点

#### ( 1 ) 障害のある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害のある人やその家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

また、障害のある人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援をするとともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

#### ( 2 ) 当事者本位の総合的な支援

障害のある人が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の分野が連携し施策を総合的に展開することで、切れ目のない支援を行います。

### ( 3 ) 障害特性等に配慮した支援

性別や年齢、障害の状況、生活の実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえた障害者施策を実施します。

また、発達障害や難病、高次脳機能障害などについて、障害に対する理解が不足していることにより障害のある人が生活しにくい状況が生じていることから、県民の更なる理解の促進に向け広報・啓発活動に努めます。

### ( 4 ) アクセシビリティの向上

障害のある人の社会への参加をより促進し、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたるバリアフリー化を推進します。

特に、障害を理由とする差別は、障害のある人の自立及び社会参加に悪影響を及ぼすものであり、その解消に向けた取組を県民の理解の下、推進します。

アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

### ( 5 ) 総合的・計画的な取組の推進

障害のある人が、必要なときに必要な場所で適切な支援が受けられるように、市町村等と連携を図る中で、障害者施策を実施します。

また、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等、関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策展開を図ります。

# 第3 山梨県における障害のある人の現状

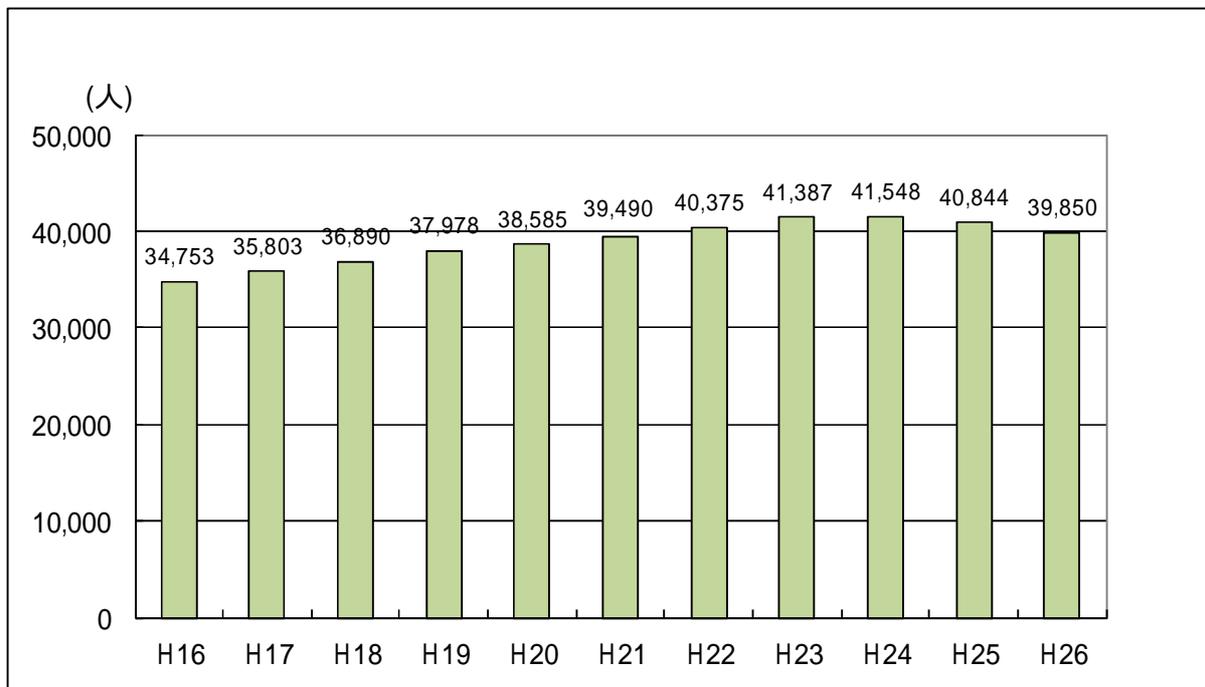
## 1 障害者手帳の交付等

### (1) 身体障害

平成26年4月1日現在の身体障害者手帳の交付者数は、39,850人です。平成16年の34,753人と比べると14.7%増加していますが、平成24年をピークに減少傾向にあります。(表(1)-1)

年齢階層別では、65歳以上が、障害の種類別では、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害(いわゆる内部障害)が、最も高い増加率となっています。障害の程度別では、重度(1級)と中度(3級・4級)が増加しています。(表(1)-2、表(1)-3、表(1)-4)

表(1)-1 身体障害者手帳交付者数の推移



(資料：山梨県障害者相談所)

表(1)-2 年齢階層別の身体障害者手帳交付者数

(人)

年度	0歳以上18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H16	529	10,476	23,748
H26	613	10,058	29,179
増加率	15.9%	-4.0%	22.9%

(各年4月1日現在)

(資料：山梨県障害者相談所)

表(1)-3 障害種類別の身体障害者手帳交付者数

(人)

年度	視覚障害	聴覚、平衡機能の障害	音声機能、言語機能、そしゃく機能の障害	肢体不自由	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害
H16	2,757	3,073	471	18,926	9,526
H26	2,562	3,329	490	20,681	12,788
増加率	-7.1%	8.3%	4.0%	9.3%	34.2%

(各年4月1日現在)

(資料：山梨県障害者相談所)

表(1)-4 障害程度別の身体障害者手帳交付者数

(人)

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級
H16	11,037	5,942	5,655	7,176	2,343	2,600
H26	12,858	5,850	6,479	10,027	2,115	2,521
増加率	16.5%	-1.5%	14.6%	39.7%	-9.7%	-3.0%

(各年4月1日現在)

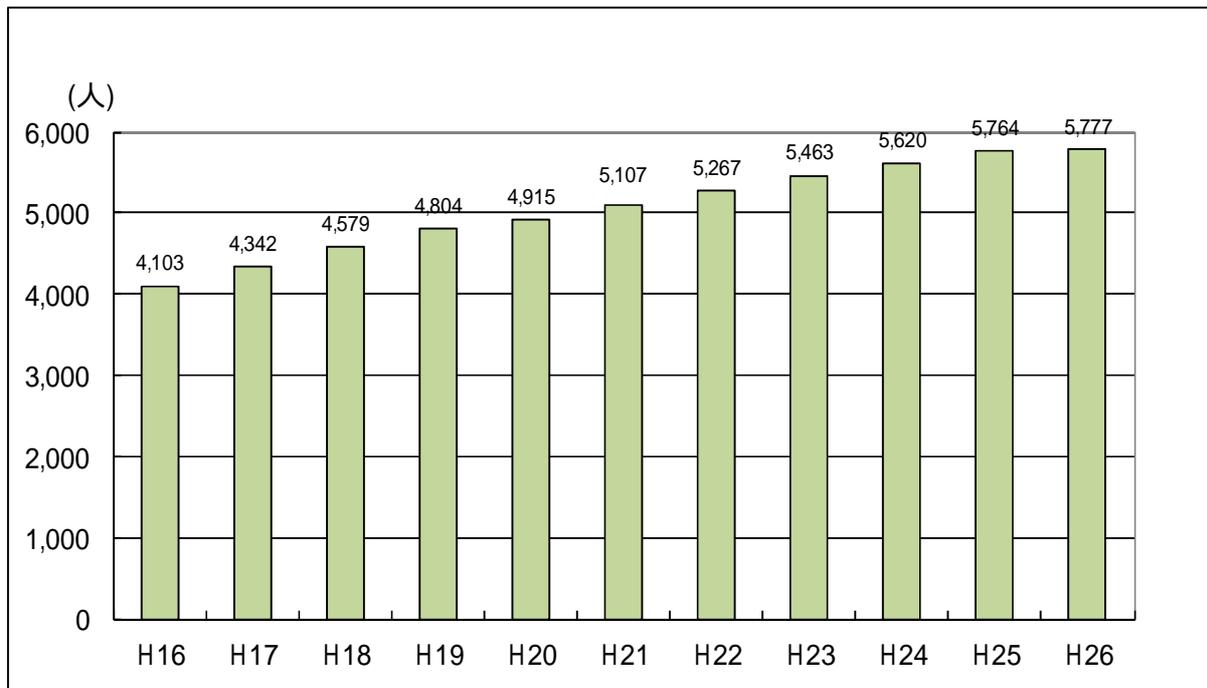
(資料：山梨県障害者相談所)

## (2) 知的障害

平成26年4月1日現在の療育手帳の交付者数は、5,777人です。平成16年の4,103人に比べ40.8%増加しています。(表(2)-1)

年齢階層別では、0歳以上18歳未満が、障害の程度別では、軽度(B-2)が、最も高い増加率となっています。(表(2)-2、表(2)-3)

表(2)-1 療育手帳交付者数の推移



(資料：山梨県障害者相談所)

表(2)-2 年齢階層別の療育手帳交付者数

年度	0歳以上18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H16	902	2,930	271
H26	1,754	3,668	355
増加率	94.5%	25.2%	31.0%

(各年4月1日現在)

(資料：山梨県障害者相談所)

表(2)-3 障害程度別の療育手帳交付者数

(人)

年度	A - 1	A - 2 a	A - 2 b	A - 3	B - 1	B - 2
H16	362	581	1,167	86	1,346	561
H26	516	791	1,264	119	1,696	1,391
増加率	42.5%	36.1%	8.3%	38.4%	26.0%	148.0%

(各年4月1日現在)

(資料：山梨県障害者相談所)

障害程度の基準

障害程度	障害程度の基準
A - 1	最重度又は重度の知的障害を有し、かつ身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級又は2級に該当する者
A - 2 a	最重度の知的障害を有する者
A - 2 b	重度の知的障害を有する者
A - 3	中度の知的障害を有し、かつ身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級から3級に該当する者
B - 1	中度の知的障害を有する者
B - 2	軽度の知的障害を有する者

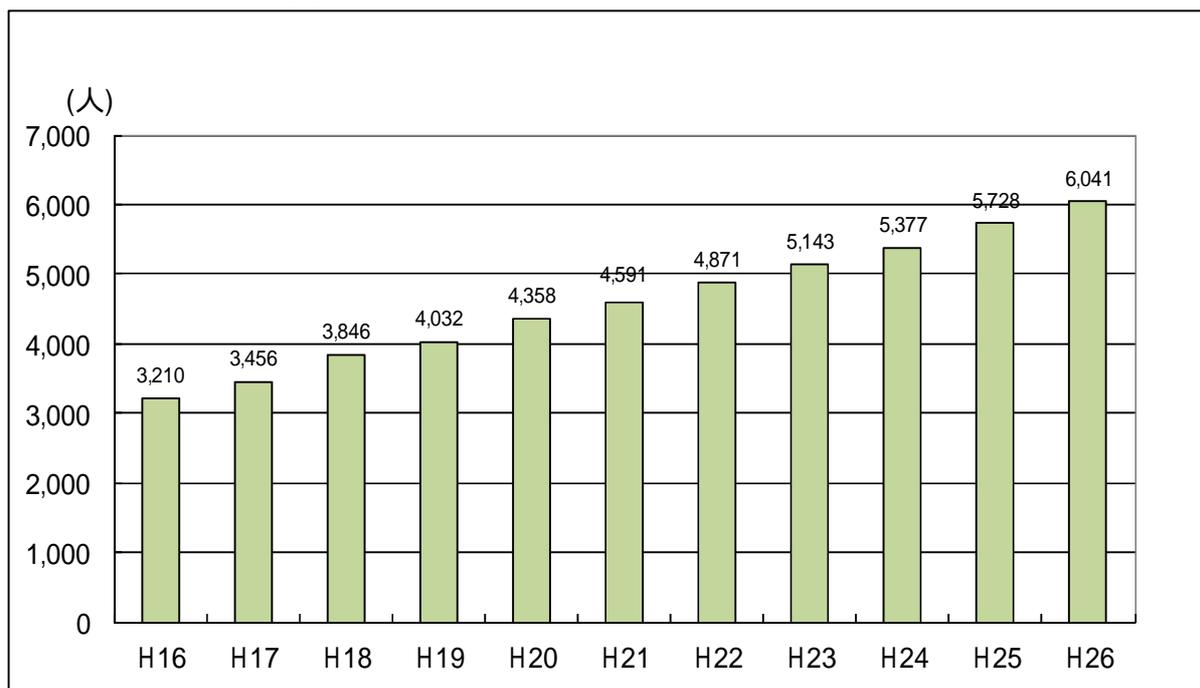
(資料：山梨県障害者相談所)

### (3) 精神障害

平成26年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、6,041人です。平成16年の3,210人に比べ88.2%増加しています。(表(3)-1)

平成16年と平成26年を比較すると、障害の程度別では、軽度(3級)の増加率が高くなっています。(表(3)-2)

表(3)-1 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



(資料：山梨県精神保健福祉センター)

表(3)-2 障害程度別の精神障害者保健福祉手帳交付者数

年度	(人)		
	1級	2級	3級
H16	904	2,005	301
H26	990	4,248	803
増加率	9.5%	111.9%	166.8%

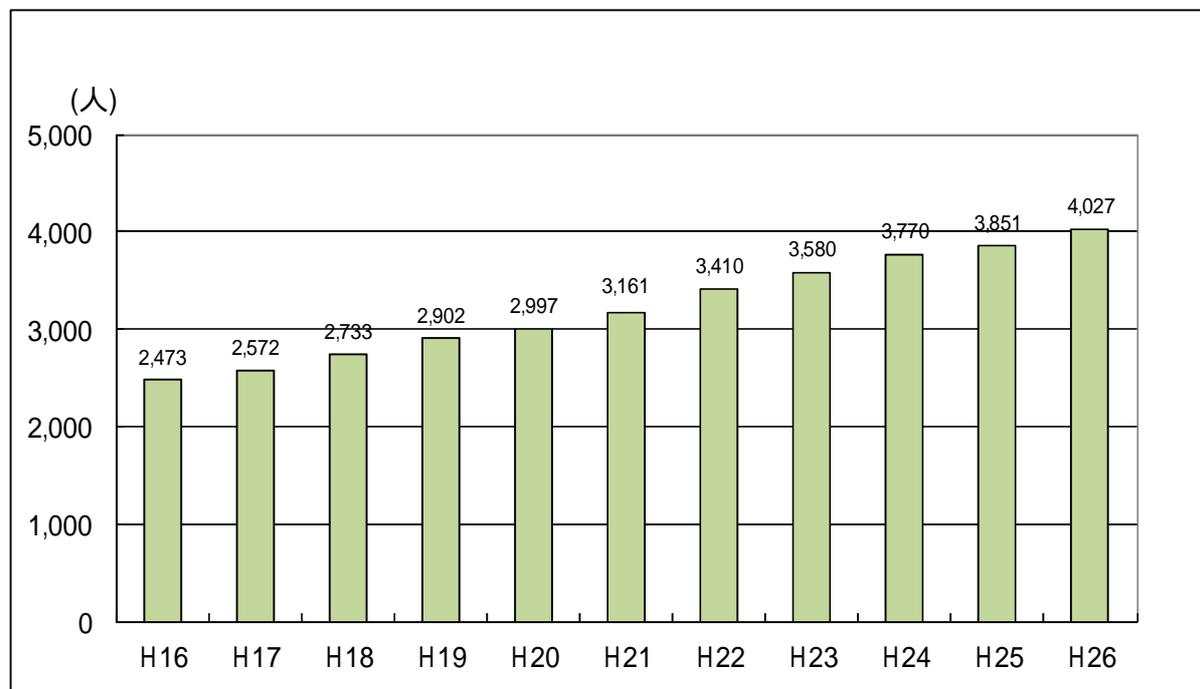
(各年4月1日現在)

(資料：山梨県精神保健福祉センター)

#### (4) 難病

平成26年3月31日現在の特定疾患医療受給者証の交付者数は、4,027人です。平成16年の2,473人に比べ62.8%増加しています。(表(4)-1)

表(4)-1 特定疾患医療受給者証交付者数の推移



(資料：山梨県健康増進課)

上記の表は、「難病の患者に対する医療などに関する法律」施行前の56の特定疾患を対象とした医療受給者証の交付数です。

【用語解説】難病：「難病の患者に対する医療などに関する法律」において、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

#### 新しい難病医療費助成制度について

平成26年5月30日に「難病の患者に対する医療などに関する法律」が公布され、平成27年1月1日から新しい難病医療費助成制度が始まります。

医療費助成制度の対象となる疾患(指定難病)は、平成27年1月に110疾患になり、平成27年夏頃から約300疾患に拡大される予定です。

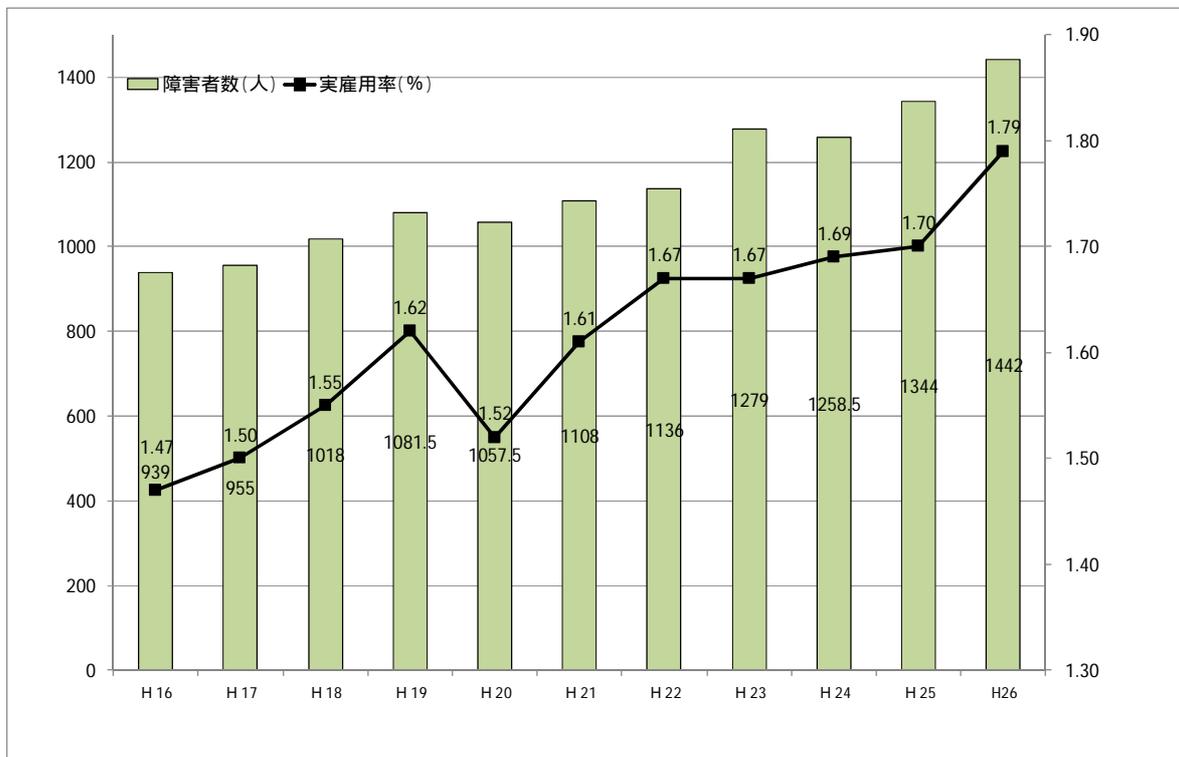
## 2 障害のある人の雇用の状況

平成26年6月現在、民間企業（常用労働者数50人以上の規模の企業）における障害のある人の雇用状況は、1,442.0人（身体1,021.5人、知的315.0人、精神105.5人）であり、実雇用率は、1.79%（全国平均：1.82%）と法定雇用率（2.0%）に達していません。

また、法定雇用率未達成企業の割合は、48.5%（全国平均：55.3%）となっています。

なお、民間企業に雇用されている障害のある人の数は増加傾向にあり、平成18年以降は1,000人を超えています。

表2 民間企業に雇用されている障害のある人の数と実雇用率の推移



（資料：山梨労働局 障害者雇用状況）

（注）平成22年7月に短時間労働者の算入など制度改正があったため、22年と23年は単純に比較できない。

**【用語解説】法定雇用率**：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて義務付けられている常時雇用する従業員に対する障害のある従業員の割合。民間企業（従業員50人以上の規模）では、2.0%以上と定められている。

### 3 特別支援学校卒業生の進路の状況

平成25年度の状況を見ると、中学部については、全ての卒業生84人が特別支援学校高等部に進学しています。

高等部については、卒業生141人のうち、施設利用が103人(73.1%)、就業が28人(19.9%)、進学5人(3.5%)となっています。

平成25年度特別支援学校中学部卒業生の進路状況

卒業生徒数	進路			
	就業	進学	施設利用	その他
84		84		

平成25年度特別支援学校高等部卒業生の進路状況

卒業生徒数	進路			
	就業	進学	施設利用	その他
141	28	5	103	5

(資料：山梨県新しい学校づくり推進室)

平成26年度の特別支援学校に在籍する幼児児童生徒は1,036人、中等部及び高等部の生徒が増加しています。今後も、毎年度100人以上が卒業する見込みです。

特別支援学校在籍者数

(人)

区分	幼稚部	小学部						中学部			高等部			専攻科			合計
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
人数	11	49	42	43	41	66	48	93	103	84	158	145	145	3	1	4	1,036

(平成26年5月1日現在)

(資料：山梨県新しい学校づくり推進室)

## 4 障害者施策に関する法整備等

- **発達障害者支援法の施行**（平成17年4月）

発達障害の定義の明確化。保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて一体的な支援を行う体制の整備など。

- **障害者自立支援法の施行**（平成18年4月）

身体障害、知的障害、精神障害の一元化。地域生活移行の推進。就労支援、障害福祉サービス体系の再編など。

- **バリアフリー新法の施行**（平成18年12月）  
（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場を含め、障害のある人が利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進など。

- **教育基本法の全部改正**（平成18年12月）

「教育の機会均等」に関する規定に、障害のある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに明記など。

- **障害者の権利に関する条約への署名**（平成19年9月）

障害のある人の人権、基本的自由の享有の確保、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利を実現するための措置等を規定など。

- **障害者基本法の一部を改正する法律の施行**（平成23年8月）

障害者の権利に関する条約の理念に沿った所要の改正。目的規定や障害のある人の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障害のある人の保護を追加など。

- **障害者虐待防止法の施行**（平成24年10月）  
（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害のある人の虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障害のある人の保護、養護者に対する支援の措置など。

- **障害者総合支援法の施行**（平成25年4月）  
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障害のある人の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など。  
一部は平成26年4月施行

- **障害者優先調達法の施行**（平成25年4月）  
（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど。

- **障害者差別解消法の成立**（平成25年6月）  
（障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律）

障害を理由とした差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関、事業者等における措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進するなど。

平成28年4月施行

- **障害者の権利に関する条約の批准**（平成26年1月）

平成25年6月の障害者差別解消法の成立をもって、一通りの国内法整備がなされたことから、平成26年1月20日、批准書を国連に寄託。日本は140番目の締約国となった。

## 第4 分野別施策の展開

### 1 施策目標

#### 施策目標 1

**誰もが暮らしやすいまちをつくるために**  
～心のバリアと物理的バリアの除去～

障害に対する理解の不足から生じる心のバリアや、まちのところどころに存在する物理的バリアが、障害のある人が地域で生活する上で大きな支障になっています。このようなバリアのない誰もが暮らしやすいまちを目指し施策を実施していきます。

#### 施策目標 2

**生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすために**  
～障害福祉サービス、医療サービス等の充実～

障害のある人が自らの決定により福祉サービスや医療を受け、自ら描いた人生設計に基づき、個性を生かしながら生まれ育ち住み慣れたまちで生きていくことができる。このような暮らしの実現を目指し施策を実施していきます。

#### 施策目標 3

**自らの力を高め地域でいきいきと活動するために**  
～障害のある人の能力・生活の質の向上～

障害のある人とない人が共に学び共に働く中で、障害のある人が自らの力を高め、更には芸術活動やスポーツなどを通して大勢の人と交流しながら地域でいきいきと生活する。このような姿を目指し施策を実施していきます。

## 2 施策展開の考え方

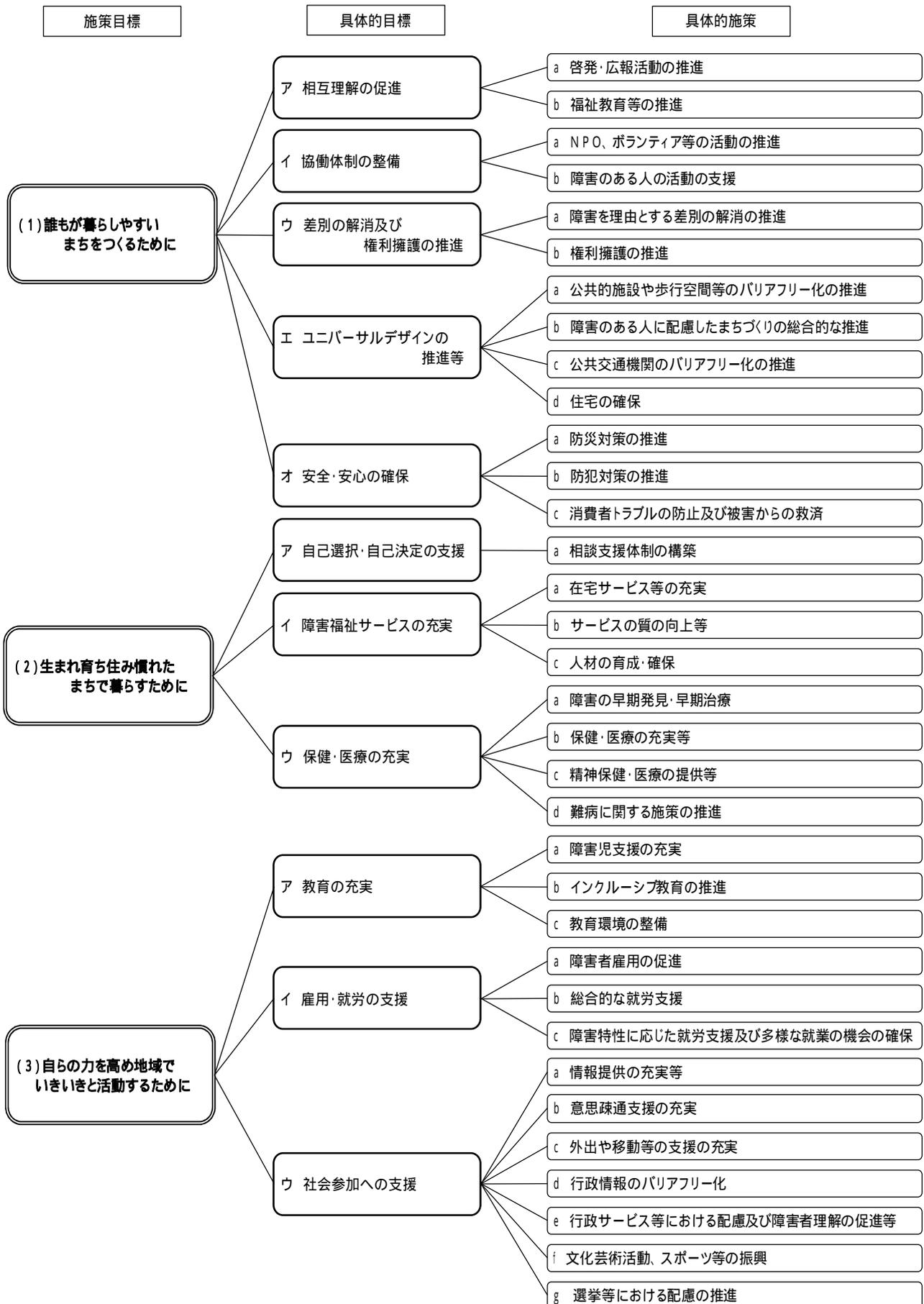
本県には、障害に係る各種手帳の交付を受けている人が、51,668人（平成26年4月1日現在）います。それ以外にも障害や社会的障壁により日常生活等に制限を受けている人がたくさんいます。その人たちの障害の種別や程度、抱えている課題はそれぞれ異なることから、障害者施策に対するニーズは多岐に渡ります。

そのニーズに対応するため、前記の施策目標の下に11項目の具体的な目標と34項目の施策を掲げ、共生社会の実現に向け、総合的な取組を進めていきます。

なお、3ページ「計画の見直し」に記述したとおり、山梨県障害者幸住条例の改正作業を進めているところであり、この改正で、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を規定することを予定しています。

そこで、「障害を理由とする差別の解消の推進」に係る具体的施策は、条例改正後にこのプランに掲げ、集中的な取組を展開します。

# 施策体系表



### 3 施策の展開

## (1) 誰もが暮らしやすいまちをつくるための施策

障害のある人が地域において自立して生活し、積極的に社会参加するためには、それを阻むバリアを除去する必要があります。

本県においては、これまでも啓発広報活動や交流事業、福祉教育などを通して心のバリアの除去に努めるとともに、建築物や公共交通機関など生活空間にある物理的バリアの除去を進めてきたところです。

このような取組を、粘り強く続ける一方で、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、障害を理由とする差別の解消に向け、積極的に施策を展開していきます。

また、障害のある人が地域で安全に、安心して生活できるように、防災対策をはじめ、防犯対策や消費者トラブルの防止など、多方面から施策の推進に努めます。

### ア 相互理解の促進

#### 現状と課題

- ・ 障害のある人が自分らしい生活を送ろうとしても、それを阻む目に見えない障壁（心のバリア）がたくさんあります。
- ・ それは、障害や障害のある人に対する理解不足や、誤解、偏見によるところが大きいと考えられます。
- ・ 特に、発達障害や高次脳機能障害、難病については理解が不足しており、周囲の人と良好な関係を築くことが難しいなど、暮らしにくい状態が続いている人も少なくありません。
- ・ 心のバリアを除去するためには、障害に対する正しい知識の普及啓発や障害のある人となない人との交流などを繰り返し行う中で、広く県民に障害や障害のある人について理解を深めてもらう必要があります。

## (ア) 施策の方向

- ・ 障害のある人となない人がお互いのことを理解する、これは共生社会を実現するための土台となるものです。
- ・ この相互理解を促進するため、障害の特性等に関する啓発・広報を継続して実施するとともに、障害のある人となない人が交流する機会を設けていきます。
- ・ 特に、発達障害や高次脳機能障害、難病については理解が不十分なため、正しい知識の普及に向けた取組を強化していきます。
- ・ また、福祉の心を育てる教育を推進するとともに、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流や共同学習などを通して、理解の促進を図ります。

## (イ) 主要な施策

### a 啓発・広報活動の推進

1. 共生社会の理念を周知するため、障害者週間等を中心に、障害者団体や市町村などと連携を図りながら啓発活動を推進します。
2. さまざまな媒体を活用し、障害に関する正しい知識の普及に努め、障害に対する誤解や偏見を解消するとともに、障害に対する理解の促進を図ります。
3. 市町村や障害者団体等と連携を図り、障害のある人となない人が交流できる場を積極的に設け、相互理解を促進します。
4. 精神障害のある人に対する社会的な誤解や偏見を是正するため、精神保健福祉普及運動期間における精神保健福祉大会や交流事業等を通して、精神障害のある人に対する正しい理解を求めるとともに交流を深めます。
5. 自閉症をはじめとする発達障害について正しい知識の浸透を図るため、世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間における街頭キャンペーンや一般県民向けの研修会・シンポジウムなどの普及・啓発活動を行います。
6. 外傷性脳損傷や脳血管障害などによる脳の損傷が原因で、記憶、行動、言語、感情などに障害が生じる高次脳機能障害は、障害の特性はもちろん、その名称についても認知度が低いため、正しい理解を促進するため、高次脳機能障害支援センターにおいて、県民等を対象とした講習会や医療関係者や行政職員等を対象と

した研修会を行います。

【用語解説】高次脳機能障害者支援センター：交通事故や脳血管疾患などの原因により高次脳機能障害になった人やその家族の相談に応じ、高次脳機能障害のある人が安心・安全な地域生活を営めるよう、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係者と連携し、支援を実施する機関

7. 身体状況等に応じた適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、難病患者に対する正しい理解を促進します。

217. 県の各種広報媒体、リーフレット等を活用した改正障害者幸住条例の普及・啓発を通して、障害者差別の解消の重要性や障害者への偏見などを無くす「心のバリアフリー」に関する県民の理解促進を図ります。

218. 障害の特性に理解があり、障害者に配慮のある事業所を「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」として登録し、登録した事業所名や内容を広く県民に周知するなど、県民や事業所が一体となって共生社会を実現する気運を高める取組を行います。

## b 福祉教育等の推進

8. 特別支援学校と保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校との学校間及び特別支援学級設置校の校内における交流及び共同学習、地域の人々との交流活動を計画的、組織的に実施し、障害のある幼児児童生徒の社会性を養うとともに、障害のない幼児児童生徒、保護者及び地域の人々に対し、障害の特性及び障害のある人に対する理解の促進を図ります。

9. 福祉の心を育てる教育を推進するため、学校における福祉教育の在り方や進め方を研究し、家庭や地域との連携を活かした活動や体験的活動の充実を図ります。

10. 学校における福祉体験活動や障害のある人との交流活動等を通して、障害の特性や障害のある人に対する理解を促進します。

11. 保育所、幼稚園等において、障害児施設等との相互訪問などの交流活動を通じて障害のある子どもとの直接的な交流を図ることにより、就学前から障害の特性や障害のある人に対する理解を促進します。

219. 子どもの頃から障害や障害者に関する理解を深めることが共生社会の実現に有効であるため、障害の特性や障害者への配慮の方法などを学ぶことができるDVDを作成し、県内の小中学校での活用を進めます。

## イ 協働体制の整備

### 現状と課題

- ・ 本県には障害により各種手帳の交付を受けている人だけでも5万人以上おり、その種別や程度、抱えている課題はそれぞれ異なることから、障害者施策に対するニーズは多岐に渡ります。
  - ・ そのニーズにきめ細かく対応するためには、NPO法人やボランティア団体など民間団体による地域に根付いた取組が必要になります。
  - ・ このような民間団体の活動を広げていくためには、県民にボランティア活動などに関心をもってもらうとともに、その活動を支援し活性化させることが大切です。
  - ・ また、障害のある人が自らの体験に基づき障害のある人を支援する手法は非常に有効であり、このような活動を支援する必要があります。
- 
- ・ 県では、障害者基本法に基づく合議制の機関を設け、障害のある人に委員として参画してもらうことで、障害のある人などの意見を行政施策に反映させていますが、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、このような取組を更に広げていく必要があります。

### (ア) 施策の方向

- ・ 児童や生徒をはじめ地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境を整えていきます。
- ・ ボランティア活動をバックアップするとともに、NPO法人と協働する中で、地域において障害のある人を支援する体制を整えていきます。
- ・ 障害のある人が自らボランティア活動に参加できるように支援していきます。
- ・ 障害者権利条約の趣旨を踏まえ、行政施策に障害のある人の意見が反映される仕組みを整え、障害のある人とない人が一体となって、共生社会を構築する機運を醸成します。

### (イ) 主要な施策

#### a NPO、ボランティア等の活動の推進

12. NPOやボランティア活動に対する理解と関心を深め、県民誰もがその活動に気軽に参加するための「県民ボランティア運動」を推進するとともに、地域の活

性化を図るため、NPO等の民間団体と県や市町村、企業等の多様な主体との協働を推進し、民間団体が地域の課題を自主的に解決していく事業や活動を支援します。

13. 住民主体の地域福祉活動への支援を行うほか、ボランティア活動を行う団体等との連携を深め、地域住民やボランティアが主体となった地域における福祉活動の推進を図ります。
14. 福祉教育の推進により、福祉の心を醸成し、地域におけるボランティア活動等の福祉活動を推進します。
15. 障害児（者）地域療育等支援事業コーディネーターによる地域の住民に対するボランティア養成講習や本事業実施施設を利用したボランティアの体験などにより、地域に根づいたボランティアの養成や掘り起こしを推進します。

【用語解説】障害児（者）地域療育等支援事業：障害児（者）施設が有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもなどの家庭を訪問して相談、指導を行うなど、専門的な相談支援体制の充実を図るための事業。支援活動の中心として、相談業務や各種福祉サービスの提供に係る援助や調整に当たる職員をコーディネーターという。

## **b 障害のある人の活動の推進**

16. 障害のある人が、自らの体験に基づいて、相談や支援に応じ、問題の解決を図るピアカウンセラー、パソコンの使用方法等についてサポートを行うパソコンボランティアなどとして活動できるよう支援します。

【用語解説】ピアカウンセラー：同じ悩みや障害を抱える者として、精神的なサポートだけでなく、自立に向けた情報提供などを行う障害のある人等

17. 行政施策に障害のある人やその家族の意見を十分反映させるため、意見を聴く場を設けるとともに、県や市町村の審議会、委員会、自立支援協議会等への参画を促進します。

## ウ 差別の解消及び権利擁護の推進

### 現状と課題

- ・ 平成26年度に、本県が障害のある人を対象に行った「差別に関するアンケート調査」で、建物・公共交通機関の利用、医療、教育、福祉サービスなど、さまざまな場面において、差別を受けていると感じる事例があることが分かりました。
- ・ また、厚生労働省が取りまとめた障害者虐待事例への対応状況等の調査結果によると、平成25年度に市区町村等が虐待の判定をした件数だけでも2,280件に上ります。この虐待は、養護者、障害者福祉施設従事者などからなされており、さまざまな場面で障害のある人の人権が侵害されている実態が明らかになっています。
- ・ 障害を理由とする差別や障害のある人に対する虐待はあってはならないことであり、この解消、防止に向け、県、市町村、事業者などが一体となり取り組む必要があります。

### (ア) 施策の方向

- ・ 共生社会の実現に向け、障害者権利条約や障害者差別解消法、**山梨県障害者幸住条例**等に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を徹底します。
- ・ また、障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁については、その除去に伴う負担が過重でない場合、その除去の実施について合理的な配慮に努めます。
- ・ 雇用分野においては、改正障害者雇用促進法に基づき、障害がある人とない人の均等な雇用の機会や待遇の確保、障害のある人が能力を有効に発揮できるよう、取組を進めます。
- ・ 併せて、障害者虐待防止法等に基づき、障害のある人の権利擁護のための取組を進めます。

### (イ) 主要な施策

#### a 障害を理由とする差別の解消の推進

18. 障害を理由とする差別の解消について、県民の理解を深めるため、啓発・広報活動を行います。
19. 社会的障壁の除去を怠ることによって権利侵害をすることがないように、必要な合理的配慮の提供について、啓発・広報活動を行います。

220. 障害を理由とする差別の解消を図るため、障害者の身近で障害者に寄り添った相談支援を行う「障害者差別地域相談員」を各地域に設置するとともに、障害者差別地域相談員への支援や相談では解消が困難な事案を的確な紛争解決機関につなげるため、県に「障害者差別解消推進員」を設置するなど、差別に関する相談窓口の明確化、相談支援体制の充実を図ります。

221. 障害を理由とする差別の解消を図るため、公的な紛争解決機関や障害者団体、学識経験者等で構成するネットワーク会議を設置し、障害を理由とする差別に関する情報共有や事例研究、差別解消の取組に関する協議、紛争解決に向けた連携などを進めます。

222. 障害を理由とする差別の禁止に関し、県庁職員が適切に対応するため、障害者差別解消法第 10 条に定める地方公共団体等職員対応要領を策定し、庁内の体制を整備するとともに、県庁職員に対する研修などを実施します。

223. 市町村等においても障害者差別解消法第 10 条の規定による地方公共団体等職員対応要領が策定されるよう助言等を行い、行政機関における障害を理由とする差別の解消に係る取組を推進します。

## **b 権利擁護の推進**

20. 障害者権利擁護センターを拠点に関係機関と連携し、通報の受理、障害のある人、養護者の支援に対する助言や援助、障害者虐待防止の普及啓発などに努めます。

21. 障害のある人の権利擁護に係る相談等に対応するため、県社会参加推進センターに設置した専門相談窓口（障害者 110 番）で行う弁護士等による専門相談の利用促進を図ります。

22. 精神障害のある人の人権に配慮した適正な医療の提供を推進するため、精神医療審査会の活用などにより、病状に応じた医療の確保を図ります。

23. 障害のある人の権利が守られ、自立して生活ができるよう成年後見制度の普及啓発に努め、市町村が実施する地域生活支援事業の一つである成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。

## エ ユニバーサルデザインの推進等

### 現状と課題

- ・ 本県においては、バリアフリー新法や山梨県障害者幸住条例、やまなしユニバーサルデザイン基本指針等に基づき、ユニバーサルデザインの推進に努めているところです。
- ・ しかし、障害のある人との意見交換会では、まだ不便さを指摘する意見が多く、更なる対応が求められています。
- ・ 今後、県民や事業者の理解を得て、建築物をはじめ、公共交通機関などのユニバーサルデザイン化を更に推進していく必要があります。
- ・ 住宅は地域で生活する基盤として、自宅、グループホーム、障害者支援施設など、多様な選択肢が準備されることが重要です。
- ・ 特に、施設や精神科病院から地域への移行を進めるためには、グループホーム等の充実が不可欠です。

### (ア) 施策の方向

- ・ 障害の有無にかかわらず、快適で暮らしやすく、全ての人にやさしい町づくりを推進するため、建築物、公共交通機関、歩行空間などのユニバーサルデザインを推進します。
- ・ 障害のある人の地域移行を促進するため、県営住宅の活用やグループホームの充実を促進します。

### (イ) 主要な施策

#### a 公共的施設等のバリアフリー化の推進

24. 県の建築物等については、ユニバーサルデザインの視点による整備を進める観点から、施設建設の設計段階などにおいて、障害のある人をはじめとした利用者等の意見を取り入れます。

#### b 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

25. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」、「山梨県障害者幸住条例」、「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」に基づき、障害のある人や高齢者をはじめ全ての県民が安全で快適に利用できる施設等の整

備を、行政、事業者、県民が一体となって進めます。

26. 中小企業等が、事務所、店舗等の新築または改修を行うに際し、障害のある人に配慮した施設、設備の整備に要する経費を融資することにより、福祉のまちづくりを促進します。

27. 県のホームページの「福祉マップやまなし」について、掲載している施設の情報を更新するとともに、新たに掲載する施設を追加します。

【用語解説】福祉マップやまなし：県のホームページに、障害のある人や高齢者をはじめ全ての人々が安心して気軽に県内各地へ出かけられるよう、毎日の生活に関わりの深い公共施設、病院、文化施設、商業施設、公園等に加え、飲食店、宿泊施設等について、トイレ、駐車場、エレベーターなどのバリアフリー情報を掲載

28. 障害のある人をはじめ全ての人々が、同じように観光を楽しめるようにするため、観光事業者、地域住民に対する観光のバリアフリー化に向けた普及啓発活動を実施するとともに、観光施設のトイレ等のバリアフリー化を推進します。

## c 公共交通機関のバリアフリー化の推進

29. 身近な公共交通機関である路線バス事業者が行うノンステップバス等の導入に対して助成します。

【用語解説】ノンステップバス：障害のある人、高齢者、妊産婦等が乗り降りしやすいように配慮した、乗降口に階段のない超低床のバス

30. 公共交通機関等に対し、大きく見やすい案内板や音声誘導設備の整備など、障害のある人にとって使いやすい施設整備が図られるよう協力を求めています。

31. 重度の障害のある人などの行動範囲の拡大と社会参加を促進するため、市町村が行うタクシー料金への補助に対して助成を行うとともに、タクシー会社等のリフト付き車両の導入に対して助成します。

32. 年齢や身体的能力の違いにかかわらず、誰もが安全で安心して社会参加するため、フラット歩道の整備や歩道の段差の改善を推進します。

33. 青信号であることを音で知らせる装置の付いた視覚障害のある人用の音響信号機、青信号の時間を延長して横断時間を長くする高齢者等感応信号機などバリアフリー対応型信号機の整備を行います。

## d 住宅の確保

34. 段差のない床、手すり、広い廊下、エレベーターなどを備えた県営住宅の建て替え等を推進します。
35. 施設入所者や精神科病院に長期入院している人の地域への移行促進を図る際の受け皿として、また、地域で生活する障害のある人の自立支援のための居住の場としてのグループホームについて、障害児（者）施設整備費補助金の活用等により、量的、質的な充実に努めます。
36. 職員の配置加算等の制度の活用を進め、重度の障害のある人を受け入れるグループホームの充実に促進します。
37. 日常生活の質の向上を図り、障害のある人の地域移行をさらに進めるため、グループホームの家賃について一定額を支給します。
38. 地域移行を進めるため、長期施設入所者等のグループホームの体験利用を促進します。
39. 新築の県営住宅の入居者を公募するに当たって、障害のある人がいる世帯等に対し、一定の範囲内で優先入居枠を確保します。

## オ 安全・安心の確保

### 現状と課題

- ・ 障害のある人が地域で安心して生活していく上で、防災・防犯対策は極めて重要な課題です。
- ・ 災害に対しては、防災訓練などを行うとともに、災害時要援護者名簿に基づき支援が必要な人とその状況を把握し、災害発生時に適時適切に対応できるように備えることが重要です。
- ・ 特に地域で生活し、人工透析が必要な人や人工呼吸器を使用している人などは特別な対応が必要になります。
- ・ また、避難所のバリアフリー化や医療の確保、食料の確保、被災者の心のケアなど、多角的な対策が必要になります。
- ・ 防犯対策としては、障害のある人が犯罪被害者となる可能性が高いことから、犯罪から身を守るための支援とともに、犯罪被害者になった場合に救済できるシステムを整備する必要があります。

### (ア) 施策の方向

- ・ 障害者支援施設や障害福祉サービス事業所における避難訓練を促進します。
- ・ 地域防災リーダーの育成等、地域における防災体制を強化するとともに、災害時要援護者に対する迅速な情報の受伝達の確保や避難誘導體制の確立に努めます。
- ・ 障害のある人が安心して避難生活を送れるように、障害福祉サービス事業所等を活用した防災拠点スペースを整備するとともに福祉避難所の指定を促進します。
- ・ 内部障害のある人や難病患者など、外見から援助や配慮を必要としていることが分からない人が、必要な支援が受けられるようにするため、その目印となるヘルプカードなどのツールの導入について、検討します。
- ・ 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるように、障害者支援施設や障害児入所施設、医療機関等における災害対策を推進します。
- ・ 被災した精神障害者の医療の確保や被災者の精神疾患などの急変に対応するためのマニュアルを策定します。
- ・ 障害のある人が安全に外出することができるように、交通危険箇所の点検・改善や、障害の種別・程度に応じた交通安全教育を推進します。
- ・ 犯罪被害の防止や早期発見、消費者トラブルの防止に努めます。

## (1) 主要な施策

### a 防災対策の推進

40. 障害のある人やその家族、ボランティア、地域住民が一体となった防災体制の確立、強化のための防災訓練の実施を促進するとともに、防災に関する講演会、研修会等を通して防災意識の高揚を図ります。
41. 土砂災害を防止する砂防堰堤などのハード対策については、要配慮者利用施設等がある箇所から優先的に実施します。
42. 地域で生活する障害のある人など、避難時に特別な支援を必要とする人を対象とした避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促進します。
43. 災害発生時の避難所のバリアフリー化や福祉避難所の整備を促進します。
44. 災害時等に地域において活動する地域防災リーダーや、ボランティアをコーディネートできる者を養成し、災害時要援護者等の支援の充実を図ります。
45. 内部障害のある人や難病患者など、外見から援助や配慮を必要としていることがわからない人が、必要な支援が受けられるようにするため、その目印となるヘルプカードなどのツールの導入について、検討します。
46. 地域で生活する障害のある人の災害発生時の安全確保をより確かなものにするため、市町村と連携して、避難誘導や情報の受伝達がスムーズに運ぶようにし、地域の自主防災組織の活動を強化します。
47. 大規模災害等により被災した精神障害のある人の医療の確保や被災者の直接的な精神疾患の急発や急変などに対応するため、「災害時こころのケアマニュアル」を策定するとともに、被災者に対する心のケアの手法に関する研修の実施等を通じ、長期にわたる避難所生活等による精神疾患等の予防、早期対応を行う体制の整備を図ります。
48. 災害発生時に障害者支援施設入所者や障害福祉サービス事業所利用者の安全を確保するため、各施設における防災訓練の実施や地震防災応急計画の見直しを促進します。
49. 地域で生活する障害のある人の災害発生時の避難所として、処遇に関する専門的知識を有する障害福祉サービス事業所等への防災拠点スペースの整備促進や福

祉避難所の指定の促進を図ります。

50. 自力避難困難者が入所している施設におけるボランティア組織との応援・協力体制の確立等に努めます。
51. 災害時における手話通訳ボランティア等の派遣について、県認定手話通訳者等の派遣業務を行う県聴覚障害者情報センターや市町村と連携し、具体的な対応マニュアルの作成や派遣体制の整備を行います。
52. 障害者支援施設等に対する県内各消防本部による立入検査の実施、防火管理指導の徹底により、防火体制の充実を図ります。
53. 福祉避難所の設置訓練等を促進し、災害時要援護者の避難支援体制の整備を図るため、県社会福祉協議会が行う災害時要援護者を対象とした訓練に対して助成します。
54. 大規模な災害時において、施設入所者等の安全を確保し処遇の継続を図るため、各施設団体と覚書を締結し、障害種別ごとに施設の入所者を他の施設で受け入れるようにします。

## **b 防犯対策の推進**

55. 障害のある人などの犯罪被害を未然に防ぐため、防犯ボランティア団体の組織化や防犯パトロールの方法に関する助言をします。
56. 窓口対応を行う警察官を中心に、障害のある人への理解を深め、その立場に立った活動を行えるよう、手話講習会を開催します。また、緊急通報を受理する24時間対応可能な「ファックス110番」や「メール110番」の普及を図ります。

## **c 消費者トラブルの防止及び被害の救済**

57. 関係機関、団体等と連携した注意喚起・広報啓発活動や、相談窓口及び各種制度の周知・広報を実施するとともに、障害のある人を見守るネットワークづくり等、地域における見守り体制の強化を図ります。

## ( 2 ) 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすための施策

障害のある人が自己選択により、身近な地域で必要な障害福祉サービスや医療を受けられるようにするためには、多様なニーズに対応する相談支援体制の整備やサービスの量的・質的充実が必要となります。

そこで、市町村や事業者と連携し相談支援体制を充実するとともに、居宅介護、短期入所、生活介護、自立訓練就労移行支援などの日中活動事業や、施設入所支援、グループホームなどの居住支援事業について、このプランに掲げる数値目標やサービス見込量に基づき、計画的に充実・整備を図っていきます。

さらに、障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図るとともに、障害のある人が健康を守り地域で安心して生活できるように、医療費の自己負担分を助成します。

### ア 自己選択・自己決定の支援

#### 現状と課題

- ・ 障害のある人が自らの選択・決定により必要な障害福祉サービスや医療を受ける上で、その選択・決定をサポートする相談支援は重要な役割を担います。
- ・ しかし、現状を見ると、支援が必要な状況にありながらも、その支援を受けていない人がたくさんいます。このような人を支援に繋げるため、サービス内容の周知を強化する必要があります。
- ・ 障害のある人からの相談内容は非常に幅広いため、相談支援に従事する者には、幅広い知識と相談技術が求められます。今後、障害者支援施設入所者や精神科病院の長期入院患者の地域移行・地域定着を進めていくためには、よりきめ細かな支援が必要になりますので、相談支援に従事する者の資質向上が課題です。
- ・ また、相談支援に従事する者を、バックアップする体制を強化することも重要です。

## (7) 施策の方向

- ・ 支援を必要としている人が、適切な支援を受けることができるように、サービス内容の周知を徹底します。
- ・ 障害のある人が身近な地域で生活全般に関わる相談支援が受けられるように、市町村や相談支援事業者の相談機能の充実を促進します。
- ・ 障害のある人の多様なニーズに対応するため、障害保健福祉圏域ごとにアドバイザーを配置して、相談支援体制の充実強化に向けた広域的な支援を行います。
- ・ 障害のある人自身が、自己選択や自己決定の能力を育み合い、支え合うピアカウンセリングを推進します。
- ・ 市町村では対応が困難な課題に対応するため、障害者相談所、精神保健福祉センターなどの専門機関の相談機能を充実するとともに、関係機関相互の連携を強化します。

## (1) 主要な施策

### a 相談支援体制の構築

#### (a) 身近な相談支援体制の充実

58. 聴覚に障害のある人の障害福祉サービス支給申請手続をはじめとした各種手続におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、市町村窓口等における手話通訳の設置を促進します。
59. 障害福祉サービスの実施主体である市町村の職員が、制度を正確に理解するとともに、障害のある人の特性を把握し、障害のある人や家族等に適切な支援を行うことができるよう資質向上のための研修会等を開催します。
60. 市町村が適切に障害支援区分の認定を行うことができるよう、制度の理解や面接手法の向上を目指した研修や困難ケースに対する個別相談などの支援をします。
61. 発達障害のある人やその家族等に対応できるよう、障害福祉サービス事業所の職員の資質向上に努めます。
62. 精神科病院の退院後生活環境相談員や相談支援事業所、市町村等において長期にわたり入院している精神障害のある人の地域移行に携わる者への研修を実施し、地域移行に関する専門的知識を有する人材として育成します。

63. ピアサポーターが精神障害のある人の身近な相談相手として、地域の相談支援体制の一翼を担えるようその育成を図ります。
64. 障害者支援施設や精神科病院と相談支援事業所等との連携を強化し、地域移行・地域定着事業の一層の活用を促進します。
65. 県のホームページを活用し、障害福祉サービス事業所や事業内容等についての情報提供の充実を図ります。
66. 賃貸契約による一般住宅への入居に当たって相談等の対応が必要な障害のある人を市町村が支援する場合、経費の一部を助成します。
67. 地域における障害福祉サービスの状況や、国等の障害福祉施策に関する情報等を周知します。

#### **(b) 広域・専門的な相談支援体制の充実**

68. 障害のある人の多様なニーズに対応するため、圏域ごとに地域のネットワーク構築や調整、課題の解決等を行う圏域マネージャーを配置し、地域における相談支援体制等の整備、充実強化の広域的支援を行います。

【用語解説】圏域マネージャー：障害保健福祉圏域ごとに地域のネットワーク構築に向けて指導、調整等を行うアドバイザー

69. 市町村では対応が困難な広域的、専門的な課題に対応するため、児童相談所、こころの発達総合支援センター、障害者相談所、精神保健福祉センター、富士ふれあいセンターなどの専門機関の相談機能を充実するとともに、関係機関相互の連携を強化します。また、各専門機関において障害のある人の保護者などへの精神的ケアの充実を図ります。

【用語解説】こころの発達総合支援センター：こころの問題を抱えた子ども、発達の偏りや遅れなどのある人や家族、支援者の方々を支援する機関。発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センターに位置づけられている。

70. 高次脳機能障害のある人を支援するため、関係機関との連携を図りながら、高次脳機能障害者支援センターにおいて、専門的な相談支援、普及啓発、研修を行う等支援体制の充実を図ります。

71. 障害により自立した生活を営むことが困難な矯正施設出所者等が、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターにおいて、社会復帰を支援します。

(c) 相談支援体制の強化

72. 適切な相談支援を行うため、市町村、障害関係団体、社会福祉施設等の多様な実施主体に所属する相談支援従事者を養成するとともに、相談支援従事者の養成に必要な指導者の研修を推進します。

73. 相談支援従事者現任研修等を通じて、専門的知識や技術を習得してもらい、実務に携わる相談支援従事者の専門性を一層高めていきます。

74. 全市町村においてケアマネジメント手法を用いた適切な相談支援事業が実施されるよう支援するとともに、市町村と連携して専門的、広域的にケアマネジメントを行う地域療育等支援事業実施機関等の機能の充実に促進します。

【用語解説】ケアマネジメント：障害のある人の地域における生活支援のために、保健、医療、福祉、労働、教育など幅広いニーズと地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを結びつけて調整を図る援助手法

75. 相談支援の一手法であるピアカウンセリングを普及、啓発することにより、地域生活への移行を推進するとともに、障害のある人の潜在能力を高め、セルフマネジメントにつなげていきます。

## イ 障害福祉サービスの充実

### 現状と課題

- ・ 障害のある人の多様なニーズに対応した質の高いサービスを提供するためには、障害者支援施設やサービス事業所等の機能を強化する必要があります。
- ・ そのためには、障害福祉事業者等の自己評価を進めるとともに、福祉サービス第三者評価事業を普及することが大事です。
- ・ また、そのサービスを担う人材の確保・育成も大きな課題です。
- ・ 障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するためには、グループホーム、重度訪問介護等の訪問系サービスや、日中活動系サービス等の量的、質的な充実を促進する必要があります。

### (ア) 施策の方向

- ・ このプランに掲げる数値目標やサービス見込量に基づき、市町村や障害福祉サービス事業者と連携を図りつつ、障害福祉サービスの充実を図ります。
- ・ 施設入所支援については、未だ長期の生活施設として機能している場面が多く見受けられることから、地域移行を促すとともに、地域におけるサービス基盤の整備を促進します。
- ・ 精神科病院に長期入院している精神に障害のある人のうち退院が可能な人については、地域での支援体制を整え、地域移行できるように支援していきます。
- ・ 難病相談・支援センターを中心とした相談支援体制の充実をはじめ、難病患者のための総合的な施策を強化します。

### (イ) 主要な施策

#### a 在宅サービス等の充実

##### 訪問系・日中活動系サービスの充実

##### (a) 居宅介護サービス等の充実

76. 居宅介護サービス等事業者の新規参入促進、介護保険制度の訪問介護事業者の参入促進により、居宅介護サービス等の量的、質的な充実を図ります。
77. 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対する外出時における同行、移動に必要な情報を提供するなどの同行援護サービスや、知的・精神障害により行

動に課題がある人の外出等の支援する行動援護を行う人材育成のための研修を実施します。

### (b) 生活介護サービス等の充実

78. 重度の障害のある人に対する生活介護サービス等については、利用者のニーズ等を勘案する中で、必要なサービスの量的、質的な充実を促進します。
79. 病院への長期入院等による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある人に対する療養介護については、利用者のニーズ等を勘案する中で、必要なサービスの確保に努めます。

### (c) その他の障害福祉サービスの充実

80. 地域自立支援協議会等を活用することで、保健、福祉、教育等関係機関の連携体制を構築し、子どもが社会へ出るまでの間、進学時等の節目等において、切れ目のない支援ができるよう、連携強化を図ります。
81. 質の高い支援を必要とする障害のある子どもが身近な地域などで療育を受けられるよう、児童発達支援事業所や児童発達支援センターの充実を図ります。

【用語解説】児童発達支援事業所：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う事業所

児童発達支援センター：日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識技能付与、集団生活への適応のための訓練を行う施設

82. 在宅支援の重要な柱となる短期入所サービスについては、障害者支援施設にその入所定員の1割を当てるように指導するなど、その確保に努めます。
83. 障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、施設や病院からの地域移行を進め、地域生活の支援を充実し、障害のある子どもや障害のある人に対する移動支援やコミュニケーション支援等の安心支援体制の整備を促進します。
84. 精神科病院と相談支援事業所等との連携を強化し、ピアサポーターの活用を図りながら、長期入院している精神障害のある人が退院後に自立した生活が営めるようにするための支援計画の作成を進めるなど、個々の患者の地域移行に向けた取組を一層促進します。

- 85．地域活動支援センターについては、市町村や当該事業所に意見を聞くなどして、経営基盤の安定化のため障害福祉サービス事業所への移行促進を図ります。

【用語解説】地域活動支援センター：創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所

#### 居住系サービスの充実

- 86．障害者支援施設については、入所者の地域移行を進めるとともに、生活の質の向上を図るため、施設の一層の小規模化、個室化を促進します。
- 87．障害者支援施設は地域の重要な社会資源との考え方の下に、各種日中活動サービス等を提供する拠点として充実を図ります。
- 88．障害のある子どもは、成人後も一貫した支援が必要な面もあることから、障害児入所施設等において、支援目標を明確にした個別支援計画を踏まえ、地域生活移行に向けた支援をします。
- 35．施設入所者や精神科病院に長期入院している人の地域への移行促進を図る際の受け皿として、また、地域で生活する障害のある人の自立支援のための居住の場としてのグループホームについて、障害児（者）施設整備費補助金の活用等により、量的、質的な充実に努めます。（再掲）
- 36．職員の配置加算等の制度の活用を進め、重度の障害のある人を受け入れるグループホームの充実を促進します。（再掲）
- 37．日常生活の質の向上を図り、障害のある人の地域移行をさらに進めるため、グループホームの家賃について一定額を支給します。（再掲）
- 38．地域移行を進めるため、長期施設入所者等のグループホームの体験利用を促進します。（再掲）
- 89．県立民営施設については、現在の経営形態を含めた在り方の検討を行うとともに、県立県営施設についても、サービスの充実を図りながら、高齢化など様々な課題に的確に対応していく観点から、その施設の在り方について検討を行います。
- 90．あけぼの医療福祉センターについては、入所を希望する障害のある子どもの重度化、重複化に対応するとともに、小児リハビリテーション機能や外来医療等の更なる充実を図ります。

91. 育精福祉センターを中心として、強度行動障害等の処遇の在り方などについて研究を推進します。

【用語解説】強度行動障害：知的障害があり、生活環境への極めて不適切な行動としての行動障害が著しい状態を指す。行動障害としては、多動、自傷、他害、興奮、パニックなどがある。

## **b サービスの質の向上等**

92. 質の高いサービスを確保する観点から、障害福祉サービス事業者の自己評価を進めます。

93. サービスの質的向上が図られるとともに、評価結果が利用者の適切なサービス選択に資するよう、福祉サービス第三者評価事業を普及します。

【用語解説】福祉サービス第三者評価事業：社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業

94. 障害福祉サービス事業者に対する苦情に対応するため、事業者や県社会福祉協議会が設置する苦情解決体制の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援します。

## **c 人材の育成・確保**

95. 社会福祉士、介護福祉士等社会福祉の専門的相談、支援、介護等に従事する者の確保に取り組むとともに、社会福祉施設等に従事する職員を対象とした研修の実施による資質の向上に努めます。

96. 社会福祉事業従事者の就業の援助、社会福祉事業経営者に対する相談等を行うことにより、質の高い福祉人材を確保し、これらの人材の専門的知識、技術、意欲を高めることを目的として設置した福祉人材センターの充実に努めます。

## ウ 保健・医療の充実

### 現状と課題

- ・ 障害のある人が地域で安心して暮らす上で、保健・医療サービスは重要な役割を担います。
- ・ 保健、医療、福祉が連携する中で、障害の早期発見、治療や適切な保健・医療サービスの提供による障害の軽減、重度化・重複化の防止を図ることが大事です。
- ・ また、心の健康を損なう人が増えていることから、心の健康づくりに関する知識の普及啓発を行うとともに、早い段階から相談指導や治療を受けることができる体制を整えることも大事です。
- ・ 難病患者に対しては、医療の提供はもちろんのこと、療養上の不安を解消するための相談体制や医療費の負担軽減など、多角的な支援が必要となります。
- ・ 精神科病院に長期間入院している人に対しては、退院や社会復帰を促すために、保健、医療、福祉が連携し総合的施策を推進する必要があります。

### (ア) 施策の方向

- ・ 医療と福祉の連携を図る中で、障害の原因となる疾病の予防、障害の早期発見、早期治療を推進します。
- ・ 障害のある人が、適切な保健・医療サービス等を受けられることができるよう、提供体制の充実に努めます。
- ・ うつ病をはじめとする精神疾患について、知識の普及啓発と早期発見に向けた取組を推進します。
- ・ 障害のある人が健康を守り地域で安心して生活できるように、その自己負担分を全額助成する重度心身障害者医療費助成制度を継続します。
- ・ 障害や疾病を軽減し障害のある人を支える医療・医学的リハビリテーションの充実を図るとともに、地域におけるリハビリテーション体制の整備を促進します。
- ・ 原因が不明であって治療方法が確立していない難病の患者に対する施策を推進します。

## (1) 主要な施策

### a 障害の原因となる疾病等の予防・治療

97. 各地域において、医療機関（産科、小児科）、母子保健、児童福祉、障害のある子どもの専門機関等の連携を強化し、可能な限り早期から親子をサポートしていく体制づくりを推進します。
98. 妊婦並びに乳児、1歳6か月及び3歳児の健康診査を行い、必要に応じて精密検査を行うことにより、障害の早期発見と適切な指導、相談を実施します。また、心の健康を含めた母子保健の推進は、地域ぐるみで支援する必要があることから、愛育会等の地域組織活動を支援します。
99. 乳幼児期からの健康保持及び増進を図る観点から、新生児が聴覚検査を円滑に受けられ、また、早期に療育が受けられるような取組を行います。
100. 心身や知能の障害を早期に発見するため、先天性代謝異常検査等を行い、早期治療に対応します。
- 【用語解説】先天性代謝異常検査：フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常等及び先天性甲状腺機能低下症は放置すると知的障害などの症状を来すため、異常を早期に発見する必要があることから、新生児を対象に実施する血液によるマス・スクリーニング検査を行います。
101. 乳幼児の健やかな成長を支援するため、保健所において心身の発達過程、疾患等に関する情報提供や相談支援を行うとともに、広域的、専門的な相談機能の充実を図ります。
102. 認知症の正確で迅速な鑑別診断や専門的な医療を提供する認知症疾患医療センターは、認知症患者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるようにするため、地域包括支援センターと連携し、医療情報等を提供するとともに、患者及び家族の相談支援の充実を図ります。
103. 地域における認知症高齢者の支援のため、現状分析や課題の整理等を行う中で、医療、福祉等関係者との連携を図ります。

## b 保健・医療の充実等

### (a) 医療・医学的リハビリテーションの充実

104. あけぼの医療福祉センターのリハビリテーション従事者による地域支援を充実するとともに、研修等の開催により理学療法士等専門職の資質の向上を図ります。

【用語解説】理学療法士：身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操、その他運動を行わせ、また、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える者

105. 障害のある人の健康を守り、地域で安心して暮らせるようにするため、重度心身障害者医療費助成制度により重度の障害のある人の医療費の自己負担分について、市町村とともに助成します。

重度心身障害者医療費助成制度について、国の障害者制度改革の動向を見極めながら、安定した持続可能な制度となるよう努めるとともに、公費負担制度の確立に向け、国に対し強力に要望します。

106. 一般の歯科診療所では対応が困難な障害のある人の歯科診療、歯科相談、摂食嚥下相談指導等を国中地域（あけぼの医療福祉センター、山梨口腔保健センター）、富士・東部地域（富士・東部口腔保健センター）で提供します。

107. たんの吸引や経管栄養が必要な人に将来にわたって必要な医療的ケアをより安全に提供するため、介護職員等を対象にした研修等の充実に取り組みます。

### (b) 地域リハビリテーションの推進

108. 保健、医療、福祉の各分野におけるリハビリテーション関係機関の連携の下、地域リハビリテーション提供体制の整備を図ります。

【用語解説】地域リハビリテーション提供体制：いつでもどこでも必要な人が適切なリハビリテーションを受けられる体制を指し、高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で生活を送るために、ノーマライゼーションを基本理念とし、保健、医療、福祉及び日常生活に関わるあらゆる人々が提供するリハビリテーション

109. リハビリテーション医療、リハビリテーション従事者への教育及び研修、研究等の体制が整っている病院を「県リハビリテーション支援センター」に指定し、連絡会議の開催、専門的技術指導や研修等を通じて県内全域のリハビリテーション関係機関の連携と従事者の資質の向上を図ります。

また、高齢者福祉圏域ごとに、地域の拠点となる病院を「地域リハビリテーシ

ョン広域支援センター」に指定し、それぞれの地域特性を踏まえたネットワークづくりを推進し、各圏域のリハビリテーションの体制整備を図ります。

110. 医療機関や介護施設等で機能訓練を担当している職員、市町村や地域包括支援センターの職員等を対象に、地域リハビリテーション従事者研修を行い、リハビリテーションに関する知識や技術の向上を図ります。

また、地域リハビリテーション分野の重要な担い手である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の一層の資質向上に努めます。

【用語解説】作業療法士：身体及び精神に障害のある人に対し、主としてその応用的動作能力等の回復を図るため、手芸、工芸、その他の作業を行わせる者

言語聴覚士：コミュニケーション障害の軽減を目指して、患者及び周囲への専門的な働きかけを行う者

111. 市町村の介護予防や地域ケア会議、また国制度で新たに設置された地域リハビリテーション活動支援事業等の実施を支援するため、PT・OT・STバンクの活用を促進します。

【用語解説】PT・OT・STバンク：市町村の介護予防や地域ケア会議、事例検討等に活用できるよう、病院等に勤務し、市町村に派遣可能な専門職を登録するもの。

112. 小児リハビリテーションについては、あけぼの医療福祉センターと民間の医療機関が連携して、地域に密着した支援体制の充実に取り組みます。

## **C 精神保健・医療の提供等**

113. 精神障害のある人が地域で安心して暮らすことが出来るように、精神科救急情報センターの相談員の資質を向上し、24時間体制で実施している精神科救急事業の更なる充実を図ります。

114. うつ病予防のため、市町村や産業保健関係機関と連携し、知識の普及啓発や早期発見に向けた取組を推進します。

115. 精神科病院の实地指導などを通じて、人権に配慮した適正な精神科医療や質の高い治療環境の確保を図るとともに、相談支援事業所等障害福祉サービス事業者との連携を図ることにより入院中の精神障害のある人の地域移行を促進します。

116. こころの発達総合支援センターの児童精神科医と地域の小児科医との連携体制を強化することにより、発達障害に係る医療の質の向上を図ります。

#### **d 難病に関する施策の推進**

117. 在宅難病患者に対するホームヘルプサービス、短期入所及び日常生活用具の給付など福祉サービスを充実します。
118. 難病患者ホームヘルパーを養成します。
119. 難病の発生原因、治療方法の調査研究、専門医療機関の充実とともに、医療費の公費負担による治療研究の推進や関係団体への支援に努めます。
120. 難病患者の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所が中心になり地域の医療機関、関係機関との連携体制の下、患者個別の支援計画の策定、医療相談、訪問相談等により、難病で長期に療養する児・者の自立支援を推進します。
121. 地域で生活する難病患者やその家族の相談窓口として、また、地域交流の場として、「難病相談・支援センター」の更なる機能の充実を促進します。
122. 病状の悪化により居宅での療養が極めて困難となった重症難病患者に対し、適時に入院施設が確保できるよう、拠点病院、協力病院を整備して、難病医療連絡協議会を中心とした病院間の連携システムを推進します。
123. 特定疾病患者の医療費負担軽減により、安定した療養生活の確保を図るため医療費の助成を行います。

## (3) 自らの力を高め地域で

### いきいきと活動するための施策

障害のある人の自立を促進する上で教育は重要な役割を担うことから、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢や能力に応じ、かつその特性を踏まえた教育が受けられるよう積極的に支援していきます。

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには経済的な基盤を確保する必要があるため、その能力に応じて適切な職業に従事することができるように、多様な就労の機会を確保するとともに、個人の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練など、就労促進に向けた総合的な取組を関係機関と連携を図りながら実施していきます。

また、障害のある人が円滑に情報を取得、利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報の提供やコミュニケーション支援を充実させていきます。

また、障害のある人の行動範囲を広げるため、その移動手段等に対し支援するとともに、文化芸術活動やスポーツなどにも積極的に参加できる環境を整え、地域での生活の質を高めていきます。

#### ア 教育の充実

##### 現状と課題

- ・ 共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築が重要であり、その構築のためには「やまなし特別支援教育推進プラン」に基づき、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。
- ・ インクルーシブ教育システムにおいて、障害のある人がその能力を可能な限り発達させることができる適切な教育の場を提供するとともに、障害のある人とない人が可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが課題です。
- ・ その実現のためには、専門性の高い教員の確保や、障害のある子ども一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた教育内容や教育方法を変更・調整するなどの合理的配慮が求められています。

## (ア) 施策の方向

- ・ 障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、学習又は生活上の困難を改善・克服するため、適切な指導や支援を行うという特別支援教育の理念に基づき、特別支援教育の内容の充実を図ります。
- ・ 障害のある幼児児童生徒の社会参加と自立した生活を支援するため、障害の特性と教育的ニーズに応じて、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うとともに、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関との連携による個別の教育支援計画の作成及び活用に努めるとともに、交流及び共同学習の充実を図ります。
- ・ 特別支援教育に関する研修の充実や免許状保有率の向上を図り、全ての学校の教員の専門性を高めるとともに、障害のある児童生徒の社会的・職業的自立を促進するため、ICTの活用等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

## (イ) 主要な施策

### a 障害児支援の充実

#### (a) 地域療育の推進

124. 地域療育等支援事業において、ケアマネジメント手法の習熟のための研修を担う地域療育コーディネーターの資質の向上を図るなど、事業の一層の充実に努めます。
125. 社会福祉法人等が行う児童発達支援事業の拡充を図ります。
- 【用語解説】児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う支援
126. あけぼの医療福祉センターでは、障害のある子どもとその保護者を一時的に入所することができ、在宅療育及び日常生活に関する正しい知識を習得できる母子入所事業を実施します。
127. 発達障害のある人に対して、障害の程度や特性に応じ、幼児期、学齢期、成人期別に個別相談や集団療育を行うことにより、二次障害を予防し、社会的に自立した生活が営めるよう支援するとともに、保護者の養育技術の向上を図ります。

【用語解説】二次障害：発達障害のある人が周囲の理解を得られず、叱責・いじめなどを受け、生来の発達障害とは別に、心の問題を抱えてしまうこと。

128. 発達障害の相談支援について、市町村を中心とした乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を構築するため、こころの発達総合支援センターにおいて専門研修、地域連携パスの活用促進など地域支援を行い、民間や行政の支援関係者の資質向上を図ります。
129. 発達障害のある子どもが自らの特性を理解しながら職業観を育み、自立した大人となることを目指し、福祉、保健、教育、労働関係者が連携し、身近な地域で思春期から就労準備のための支援が受けられる体制づくりに取り組みます。
130. 地域で生活する障害のある子どもの保護者間の交流を活発にし、在宅における療育についての情報交換等を行う機会の提供などに配慮します。
131. 放課後児童クラブへの障害のある子どもの受入れを促進することで、放課後の生活の充実を図ります。

【用語解説】放課後児童クラブ：放課後、児童館や小学校の空き教室などを利用して、保護者が就業等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童などに、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

#### (b) 幼児教育の充実

132. 早期から障害の状態等に応じた専門的な相談や支援を受けられるよう、「相談支援ファイル」の活用を促し、特別支援学校のセンター的機能を発揮するとともに、盲学校及びろう学校の幼稚部における就学前の教育相談や指導の充実を図ります。
133. 保育所及び幼稚園等の職員の現任研修や幼稚園の新規採用職員を対象とした研修の実施により、障害のある子どもの受入れ体制及び指導の充実を図ります。
134. 障害の程度に応じた適切な教育が受けられるようにするため、障害のある子どもを受け入れる幼稚園に対して助成します。

#### (c) 一人ひとりのニーズに応じた教育

135. 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズ、障害の特性等に応じた合理的配慮や、学齢期を通じて一貫した教育的支援を行うため、「相談支援ファイル」、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、組織的、計画的な支援体制の構築を図るとともに、その活用を促進し、

学校間の引継ぎや連携等の強化を図ります。

136. 障害のある幼児児童生徒一人ひとりに対して、地域における総合的な支援を行うため、地区及び専門部特別支援連携協議会を開催し、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関の連携体制の充実を図ります。
137. 特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応を適切に行うため、医療的ケア運営協議会を開催し、医療的ケアの在り方に関する実践的研究を推進するとともに、安全な教育活動が行われるよう校内体制の整備を推進します。
138. 幼稚園、小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援を強化するため、特別支援教育支援員の研修を充実させ、その配置拡大に向けた市町村の取組を促進します。  
  
【用語解説】特別支援教育支援員：幼稚園、小・中学校において、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任の教員と連携し、着替えや食事の日常生活上の介助、発達障害のある児童生徒に対する学習支援、車いすの児童生徒に対する教室間移動等における介助、運動会や学習発表会等の学校行事における介助、周囲の児童生徒の障害に対する理解促進などの役割を担う者
139. 障害のある生徒の社会的、職業的な自立の促進に向け、「個別の教育支援計画」（移行支援計画）の作成及び活用を通じて、家庭及び保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関との連携を深め、適切な教育的支援の充実を図ります。
140. 障害のある生徒の社会的、職業的な自立は、その能力、適性、障害の状態等に応じたきめ細かな指導が必要であることから、障害の特性等を見極め関係機関との連携を図るとともに、生徒が進路を主体的に選択できるよう、早い段階からの職業教育や進路指導の充実を図ります。
141. 軽度の知的障害のある生徒に対する社会参加や自立を促進するため、知的障害特別支援学校に高等部専門学科を設置し、職業教育の充実を図るとともに、地域や関係機関との連携強化や家族に対する支援を充実します。企業や事業所、福祉、労働等の関係機関の連携を強化し、インターンシップ及び産業現場等における実習の充実や職域の拡大を図ります。

## **b インクルーシブ教育の推進**

132. 保育所及び幼稚園の職員の現任研修や幼稚園の新規採用職員を対象とした研修の実施により、障害のある子どもの受入れ体制及び指導の充実を図ります。(再掲)
133. 障害の程度に応じた適切な教育が受けられるようにするため、障害のある子どもを受入れる幼稚園に対して助成します。(再掲)
142. 就学前の相談、支援の充実を図るため、市町村の主体的な就学相談・支援体制の構築に向けた専門研修の実施等の取組を推進するとともに、県及び市町村における単独または共同での教育支援委員会の設置、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化の充実を図ります。
143. 総合教育センター等における教育相談及び就学相談は、家庭及び保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら実施し、適正な就学支援がなされるよう努めます。
8. 特別支援学校と保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校との学校間及び特別支援学級設置校の校内における交流及び共同学習、地域の人々との交流活動を計画的、組織的に実施し、障害のある幼児児童生徒の社会性を養うとともに、障害のない幼児児童生徒、保護者及び地域の人々に対し、障害の特性及び障害のある人に対する理解の促進を図ります。(再掲)

## **c 教育環境の整備**

### **(a) 教員の専門性と指導力の向上**

144. 全ての学校の教員を対象に特別支援学校教諭免許状の認定講習を実施し、免許状保有率の向上を図り、特別支援教育を担当する教員の専門性及び指導力の向上に努めます。
145. 総合教育センターにおいて、実践に役立つ教育課程の編成や学習指導方法等についての調査研究を行い、障害の特性等に応じた専門的な教育研修の充実を図ります。

### **(b) 多様化する障害への対応**

146. 特別支援教育は全ての学校において取り組む必要があることから、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任の教員等それぞれの役割に応じ

た研修を実施するとともに、専門性の高い教員の計画的養成などに取り組み、教員の専門性の向上を図ります。

147. 特別支援学校の教員と小・中学校、高等学校の教員の人事交流を進めるとともに、専門性や指導の継続性を考慮した人事配置を推進します。
148. 肢体不自由特別支援学校への理学療法士、作業療法士等の外部の専門家の配置、各特別支援学校が対象とする障害の検討などを進め、特別支援学校における障害の特性に応じた専門的な教育の充実を図ります。
149. 心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている情緒障害児等に対して、心理的治療などの支援を行っていきます。

### (c) 特別支援学校の機能の充実

150. 特別支援学校の教室不足や施設の老朽化の解消、大規模化の解消、障害の特性に応じた施設設備の充実などを検討し、特別支援学校の基礎的環境整備の充実を図ります。
151. 障害者用トイレやスロープの設置など、県立学校における施設・設備の整備充実を図るとともに、バリアフリー対策を促進します。
152. 障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を行うため、合理的配慮に基づくデジタル教科書やICTを活用した教材など新たな教材や教具の研究開発や指導法の充実を図ります。
153. 全ての学校において特別支援教育の理念に基づいた学級経営や学習指導の取組を推進するとともに、センター的機能を強化し、通常の学級、特別支援学級及び通級指導教室の運営等の改善や指導内容等の充実を図ります。

【用語解説】 通級指導教室：小・中学校の通常の学級に在籍している言語障害、発達障害、情緒障害等の軽度の障害のある児童生徒を対象として、小・中学校に「ことばの教室」等の特別な教育的支援を行う教室を設置している。対象の児童生徒は、通常の学級で各教科等の指導を受けつつ、障害の状態に応じて、授業の一部（週1～8単位時間程度）を「ことばの教室」等に通り、障害の改善や克服を目指した学習（自立活動）を中心とした指導を受けている。山梨県では、言語障害、発達障害、情緒障害に対応する通級指導教室を設置している。難聴の児童生徒に対する通級による指導は、ろう学校が行っている。

## イ 雇用・就労の支援

### 現状と課題

- ・ 障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労により経済的な基盤を確保することが重要です。
- ・ しかしながら、山梨県では、民間企業に雇用されている障害のある人の数は増加傾向にあるものの、障害者雇用率が1.79%と法定雇用率に達していません。
- ・ 障害者の就労を進めるためには、障害の種別や程度、本人の希望などに対応したきめ細かな支援と、就労後も離職することがないように継続したバックアップが必要です。
- ・ 特に、精神に障害のある人については、障害者雇用促進法の改正により、精神障害者が法定雇用率の算定に加えられる平成30年度に向け対策を強化する必要があります。

### (ア) 施策の方向

- ・ 働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるように、県内4か所の障害者就労・生活支援センターや山梨労働局等との緊密な連携のもと多角的な障害者雇用施策を進めるとともに、保健、福祉、教育関係者と連携した就業支援施策を推進します。
- ・ 障害のある人の職業能力の開発を促進するため、県立職業能力開発施設における研修を充実するとともに、障害のある人のための検定制度を導入し、障害者と企業等とのマッチングを図ります。
- ・ 精神障害のある人については、環境に適応することが大きな課題であることから、民間事業所の協力を得る中で、一定期間の就労体験を通して、仕事に対する持久力や集中力などを養う社会適応訓練を実施します。
- ・ 就労継続支援事業など福祉的な就労の場の確保に努めるとともに、工賃向上に向けた取組を行います。
- ・ 障害のある人の就労を側面から支援するため、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品やサービスの優先調達を推進します。

### (イ) 主要な施策

#### a 障害者雇用の促進

154. 障害者雇用促進キャンペーンなどの啓発活動を推進し、雇用の促進を図ります。

155. 山梨労働局、公共職業安定所等が主催する障害者就職面接会等を活用して雇用の拡大を図ります。
156. 山梨労働局、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等との連携の下、法定雇用率の達成に向け、障害のある人の雇用に関する制度や障害者雇用安定促進助成金などの支援策の浸透を図り、障害のある人の雇用の拡大に努めます。
- 【用語解説】障害者雇用安定促進助成金：障害者を雇用した事業主に支給される国の特定求職者雇用開発助成金が満了になる中小企業事業主（資本金3億円以下または常時雇用労働者数300人以下の事業主）が引き続き障害者を雇用する場合、県が1年間助成金を支給する制度
157. 身体に障害のある人を対象とした山梨県職員採用選考を実施します。
158. 障害者雇用の意義等を踏まえ、県建設工事等入札参加業者資格審査基準においては障害者雇用を評価するなど、障害のある人を積極的に雇用している事業所等に対し、建設工事入札参加資格者名簿の等級格付時に加点を行います。
159. 障害者支援施設等が製作する物品の調達を行うよう努めます。
160. 障害のある人の技能習得や事業準備等に役立てる生活福祉資金の貸付けを行い、経済的自立を支援します。

## **b 総合的な就労支援**

### **(a) ICTを活用した就労の促進**

161. 特別支援学校においてICTを活用できる環境整備を行い、児童生徒の障害の状態や発達段階等に応じたICT教育の推進を図り、情報活用能力を養うとともに、就労機会の拡大を図ります。
162. ICTを用いた実務的な職業能力の向上のため、障害のある人を対象とするパソコンを使った職業訓練を充実します。
163. 障害のある人が、ICTを活用することにより在宅等で就労が可能となるよう支援します。また、特に技能の向上を支援するため、障害者ITサポートセンターの機能を充実します。

## (b) 福祉的就労の場の確保

164. 雇用による就労の機会を確保するため、就労継続支援 A 型事業所の整備促進を図るとともに、最低賃金以上の工賃支給を図るための対策を進めます。
165. 在宅の障害のある人の地域に密着した就労の場を確保するため、地域活動支援センターの支援内容の充実を促進します。
166. 平成 26 年度で終了する工賃向上支援計画の後継として国が新たに策定する計画に基づき、就労支援事業所等で働く障害のある人の工賃水準引上げを目指し、引き続き工賃向上に向けた共同受注窓口の設置など、より実効性のある事業の実施を目指します。

【用語解説】共同受注窓口の設置：就労支援施設と市場等の間で需要と供給のマッチングを図るなどして、就労支援施設の取引量を確保・拡大することにより、施設で働く障害者の工賃向上を目指す取組。

## (c) 一般就労に向けた総合的支援

167. 視覚に障害のある人の就労については、あんま・マッサージ、鍼、灸といったいわゆる三療への就労支援を関係機関と連携して進めるとともに、ICT 関係等の新たな職域への進出を支援します。また、離職率の高い中途視覚障害のある人の就業継続を支援します。
168. 山梨障害者職業センターなどが実施する専門的な職業評価、職業指導、職業準備支援、職業講習、職場適応援助者（ジョブコーチ）による人的支援等の職業リハビリテーションとの連携を図り、障害のある人の就業に向けた取組を支援するとともに、定着支援において重要となる就業後の生活支援体制の強化を促進します。

【用語解説】障害者職業センター：障害者雇用促進法において専門的な職業リハビリテーションを実施するとともに、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言や援助等を行う機関で、障害者職業カウンセラーが配置されている。

職業リハビリテーション：障害のある人に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等の措置を講じその職業生活における自立を図ること。

169. 身近な地域において、障害のある人の就職や生活の指導、助言、その他支援を行うために設置された県内4か所の障害者就業・生活支援センターを拠点として、就職、職場定着を促進します。
170. 就業定着等を目指す支援対象者が増加していることから、障害者就業・生活支援センター機能を補完するためにも県版障害者ジョブコーチの活用強化を図ります。
- 【用語解説】県版障害者ジョブコーチ：障害のある人の就業を促進するために、専門性の高い支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）では対応しにくい支援にも柔軟に対応できるように平成21年11月から開始した制度。県内の障害者就業・生活支援センターを拠点に派遣を行っている。
171. 障害のある人の企業・事業所での就業を促進するため、国や県等において職場実習を行うとともに、県と包括提携協定を締結した企業における職場実習の実施を推進します。
172. 障害者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等が連携して行う、企業に就職した障害のある人の定期的な自主交流会等の開催を支援することにより、就業意欲の増進を図るとともに、職場定着を促進します。
173. 精神障害のある人の就労を支援するため、精神障害者社会適応訓練事業により、回復途上にある精神障害のある人の集中力、対人能力、仕事に対する持久力を養う訓練を実施します。
174. 障害のある人が障害のない人とともに訓練受講が可能な場合は、県立職業能力開発施設（産業技術短期大学校や峡南高等技術専門校、就業支援センター）への入校を積極的に促進します。また、一般の職業能力開発施設での受入れが困難な障害のある人については、県外の障害者職業能力開発校への入校を促進するための奨励金を支給します。
175. 障害のある人の職業能力の開発を促進し、社会参加への自信や意欲を高めるため、山梨県障害者技能競技大会を開催するとともに、全国障害者技能競技大会へ選手を派遣します。
176. 障害のある人と雇用者を希望する企業等とのマッチングや障害者の職業意識・職業能力の向上を図るため、障害のある人のための検定制度を導入します。
177. 特別な教育的支援を必要とする高校生に対し、労働関係機関や経済団体等との連携を強化し、就業支援の充実を図ります。

## c 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の確保

178. 障害のある人の職業能力開発を促進し就業を支援するため、県立職業能力開発施設において、障害のある人の態様に応じた訓練コースを充実します。また、企業のニーズに対応した訓練を実施するため、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力や適性、地域の障害のある人の雇用ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施します。
179. 就労支援サービス事業所等の利用者が、就労を目指して企業等で作業経験を積み適応能力の向上を図ることができるように、職場実習先の確保に努めます。
180. 発達障害のある子ども、発達障害のある人の就労に向け、こころの発達総合支援センターを中心に、労働、教育等関係機関との連携を図り、よりきめ細かい支援を行います。
181. 就労を希望する障害のある人への支援を行う就労移行支援事業所や、雇用契約に基づき就労する人への支援を行う就労継続支援 A 型事業所の整備を促進します。また、一般企業に雇用されることが困難な障害のある人への支援を行う就労継続支援 B 型事業所、地域活動支援センターなどの就労の場の確保に努めます。  
【用語解説】就労移行支援事業所：一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う事業所

就労継続支援事業所：一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。A 型は、雇用契約等に基づく就労の機会を提供し、B 型は、雇用契約を結ばない就労及び生産活動の機会を提供する事業所

## ウ 社会参加への支援

### 現状と課題

- ・ 視覚、聴覚などに障害のある人の自立や社会参加を促進するためには、障害特性に応じたコミュニケーション手段の確保と情報提供が不可欠であり、一層の充実が求められています。
- ・ また、パソコン等を活用した情報収集や情報交換はコミュニケーションの幅を広げる有効な手段ではありますが、操作方法を学ぶ機会が少ないなど支援が必要です。
- ・ 公共交通機関が充実していない本県においては、移動支援も大きな課題です。
- ・ 障害のある人が自由に参加することができる交流の機会が少ないことも課題です。

### (ア) 施策の方向

- ・ 視覚や聴覚などに障害のある人が円滑に情報の取得やコミュニケーションを行うことができるように、点訳奉仕員や手話通訳者などの育成、パソコンの活用を促進するためのパソコンボランティアの派遣などの取組を進めます。
- ・ 障害のある人が積極的に外出することができるように、自動車購入費用や燃料費に対する助成を継続するとともに、障害者用駐車場の適正利用を徹底するためパーキングパーミット事業を推進します。
- ・ 障害のある人がスポーツ、芸術、文化等に親しむことは、健康・体力の維持増進だけでなく、自立、交流の拡大及び生活の充実につながるため、各種活動の充実を図ります。

### (イ) 主要な施策

#### a 情報提供の充実等

182. 点字図書館の点字図書及び録音図書を充実します。また、全国の点字図書館とのネットワークの充実を図ります。
183. 聴覚障害のある人の情報の確保及び知識の習得を支援するため、手話や字幕を挿入したビデオライブラリーの充実を図るとともに、貸出しを行う聴覚障害者情報センター及び富士ふれあいセンターの機能を充実します。
184. 観光地などにおいて、ユニバーサルデザインに配慮した分かりやすい標識や案内板の設置を進めます。

## **b 意思疎通支援の充実**

185. ICTを利用した相談事業、情報提供事業、在宅就労に向けた支援事業等を実施する障害者ITサポートセンターの充実を図ります。
186. 障害のある人の情報機器活用能力の向上のため、障害者ITサポートセンターで行う障害者パソコン教室の充実を図るとともに、パソコンボランティアの養成、派遣事業を推進します。
187. 障害のある人に対する情報のユニバーサルデザイン化を促進するため、視覚障害のある人用の活字文書読上げ装置や聴覚障害のある人用の通信装置などの情報支援機器の給付や貸与を促進します。
188. パソコンを購入できない障害のある人に、企業等で不要となったパソコンをリユースすることにより、障害のある人のICT利用需要に応えるリユースパソコン活用事業を推進します。
189. 視覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションを確保するため、点訳奉仕員、録音奉仕員の養成及び資質の向上を図ります。
190. 日本盲人連合会からインターネットを通じて送付される新聞記事等を点字プリンターで出力し、希望する視覚障害のある人に情報提供する点字即時情報ネットワーク事業を推進します。
191. 聴覚障害のある人用のコミュニケーションボード等を各交番、駐在所に配備し、活用を図るなど、障害のある人への対応の充実を図ります。
192. 手話通訳を必要とする聴覚に障害のある人が、県外や県内の居住地以外の市町村へ移動する場合に、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するための支援を行います。
193. 聴覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションの支援ができるよう、手話通訳者、要約筆記者の養成及びこれらの者等の資質の向上を図ります。
194. 重複した障害のある盲ろう者のコミュニケーションの支援や社会参加の促進を図ります。

## **c 外出や移動等の支援の充実**

### **( a ) 外出や移動等の支援の充実**

- 195 . 身体障害のある人が運転免許を取得するために要する経費、または自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費に対して助成します。
- 196 . 車いす等を使用する在宅の重度障害のある人などの社会参加と介助者の負担軽減を図るため、リフト付き自動車への改造や既にリフト付きに整備された自動車を新規に購入するための経費に対して助成します。
- 197 . 障害のある人の利便の向上と活動範囲の拡大を図ることを目的に、一定の条件を満たした重度の障害のある人が使用する自家用車について、燃料費の一部を助成します。
- 198 . 身体障害者補助犬法の趣旨の徹底を図るための普及啓発を行うとともに、補助犬を障害のある人に貸与することで、就労等社会活動への参加を促進します。
- 199 . 障害のある人のための駐車場を利用できる人を明確にし、その利用証（パーキングパーミット）を発行するやまなし思いやりパーキング事業を拡大するため、民間事業者等に駐車区画の確保を求めています。
- 200 . 精神障害のある人が外出や移動がしやすくなるよう、公共交通機関等の協力を得つつ、支援の充実に努めます。
- 77 . 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対する外出時における同行、移動に必要な情報を提供するなどの同行援護サービスや、知的・精神障害により行動に課題がある人の外出等の支援する行動援護を行う人材育成のための研修を実施します。（再掲）

### **( b ) 福祉用具等の普及促進と利用支援**

- 201 . 義肢、装具等の補装具に関する専門的な相談に応じるとともに、補装具費支給に係る適合判定等を行います。また、良質な補装具が供給されるよう補装具業者に対する技術指導を行います。
- 202 . 介護実習普及センターの展示内容の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した先進的福祉用具のインターネット等を活用した情報提供を推進します。

203. 障害者手帳の交付対象となっていない軽度・中等度難聴児が円滑にコミュニケーションを図ることができるように、補聴器購入経費の一部を助成します。

#### **d 行政情報のバリアフリー化**

204. 視覚障害のある人に県政の情報を的確に伝え、県政への理解を深めてもらうため、広報誌「ふれあい」について、点字版と録音テープ版を作成し対象者に配布するとともに、県のホームページにも音声データ版を掲載します。
205. 聴覚障害のある人が、十分に情報を入手できるよう、県の広報テレビ番組において手話を挿入するとともに、字幕の挿入についても検討します。
206. 市町村広報誌をはじめとした印刷広報媒体に音声コードの添付が普及するよう、市町村等に啓発するとともに、視覚障害のある人が音声コードを活用するよう周知します。
- 【用語解説】音声コード：紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための切手大の二次元のバーコードで、活字文書読上げ装置を使い音声化される。

#### **e 行政サービス等における配慮及び障害者理解の促進等**

207. 障害のある人が、地域において安心して生活できるよう、行政職員、警察職員等に対し障害の特性についての理解を深めるため、研修内容の充実を図るなど、障害のある人に対する充実した研修を実施します。

#### **f 文化芸術活動、スポーツ等の振興**

208. 障害のある人が心豊かに生きがいをもって生活できるよう、スポーツ、芸術、文化活動など各種活動の充実を図ります。
209. 障害のある人と障害のない人が交流する場を提供し、障害のある人の自立と社会参加を支援する障害者社会参加推進センターが行う社会参加活動に関する相談、情報の収集や提供を支援します。
210. 障害のある人等がスポーツ競技の指導を受けようとする場合に、障害者スポーツ指導員を派遣するとともに、各種スポーツ大会や全国的な規模の大会への参加を促進します。

211. スポーツ、レクリエーション活動を指導する障害者スポーツ指導員、障害者スポーツ活動推進員の育成を図るとともに、障害関係団体等が行う各種スポーツ大会等の開催を支援します。
212. 障害のある人が制作した手芸、工芸、陶芸、絵画、書道等の作品を展示する「障害者文化展」や、障害のある人が自らの体験等を発表する「障害者の主張大会」の開催をはじめ、オリジナル曲やミュージカルを創作し発表する「山梨県芸術・文化祭」などを実施し交流を促進します。
213. 障害のある人の文化活動の指導が行える人をボランティアとして登録し、レクリエーション等の指導員として派遣するふれあい創作活動を促進します。
214. 県立美術館において、障害のある人もない人も共に参加し体験しながら創作活動を行い発表する美術展や、障害のある人を対象とした実技講習を実施します。

## **g 選挙等における配慮の推進**

215. 視覚障害のある人が投票しやすいように、「点字による候補者名簿」を各投票所に備え付けるとともに、国政選挙、知事選挙では候補者等の政見等を点字で記載した「選挙のお知らせ版」に加え、「選挙のお知らせ全文音声版」を作成して配付します。
216. 障害のある人や高齢者が投票しやすいように、市町村選挙管理委員会と連携し、投票所の段差解消や車いす用記載台の設置、点字投票のための点字器や老眼鏡の配備などのバリアフリー環境の向上を図ります。

# 第5 数値目標

No.	施策	事業内容	数値目標		備考
			平成26年度実績(見込)	平成27～29年度目標値	
1	相互理解の促進	共生社会に対する理解の促進	54.0%	100%	県政モニターアンケートによる共生社会に対する認知度 目標値は29年度認知度
2		発達障害に対する理解の促進	59.5%	100%	県政モニターアンケートによる発達障害に対する認知度 目標値は29年度認知度
3		県・市町村主催する障害者交流イベントの実施	6,300人	8,400人	イベントへの参加者数 前年度 1割増 目標値は29年度参加者数
35		心のバリアフリー宣言事業所制度の創設・啓発	-	550事業所	心のバリアフリー宣言事業所数 平成27年法定雇用率適用対象企業(50人以上の規模の企業)の数
36		子どもの頃からの障害の特性や障害者への配慮方法の学習	70.9%	100%	障害福祉に関する福祉教育を実施した小中学校の割合 平成26年度実績 小学校81.1%、中学校49.4%
37	権利擁護の推進	市町村における地方公共団体等職員対応要領の策定の促進	-	27市町村	地方公共団体等職員対応要領策定市町村数 29年度累計27市町村
4	整備体制の	障害のある人にパソコン利用等の支援を行う障害のあるボランティアを養成	5人	15人	パソコンボランティアの養成人数 各年度5人 29年度累計見込69人
5	ユニバーサルデザインの推進	ノンステップバスの導入促進	1台	3台	ノンステップバスの導入数 各年度1台 29年度累計見込98台
6		リフト付きタクシーの普及	1台	3台	リフト付きタクシーの導入数 各年度1台 29年度累計見込16台
7		県内道路におけるバリアフリー対応型信号機の設置を推進	3基	9基	バリアフリー対応型信号機の設置数 各年度3基 29年度累計見込152基
8	安全・安心の確保	防災活動の要となり、的確かつ迅速な対応ができる地域防災リーダーの養成	150人	705人	地域防災リーダーの養成人数 各年度235人 29年度累計見込3,400人
9		市町村による福祉避難所の登録	3件	21件	福祉避難所の登録数 各年度7件 29年度累計見込188件
10	自己選択・自己決定の支援	市町村障害支援区分認定調査員の資質向上に向けた研修の実施	1回	3回	研修の実施回数 各年度1回
11		相談支援事業従事者の養成	100人	300人	各年度、初任者研修は市町村担当者、相談支援従事者80人、現任研修は地域のリーダーを20人養成 各年度合計100人 29年度累計見込2,366人
12		相談支援事業従事者に対する研修指導者の養成	3人	9人	相談支援従事者研修指導者の養成人数 各年度3人 29年度累計見込43人
13	障害福祉サービスの充実	短期入所事業所を拡大	3床	6床	短期入所事業所の新規整備数 各年度2床 29年度累計見込222床
14		ピアサポーターが精神科病院入院者の退院意欲の喚起及び退院や地域移行に向けた支援の促進	65回	240回	ピアサポーターの支援の回数 各年度 80回

No.	施策	事業内容	数値目標		備考
			平成26年度実績(見込)	平成27～29年度目標値	
15	障害福祉サービスの充実	福祉サービスに従事する社会福祉士・介護福祉士の確保	750人	72人	H37に必要な介護人材は、H24の1.4倍となるため、H31においてはH24(8,330人)の1.2倍の人数を登録させる。各年度 24人 29年度累計見込9,949人
16		社会福祉施設事業従事者の資質向上のため、現任者研修を実施	231人	204人	H37に必要な介護人材は、H24の1.4倍となるため、H31においてはH24(4,296人)の1.2倍の人数を受講させる。各年度 68人 29年度累計見込5,020人
17	保健・医療の充実	難病ホームヘルパー養成・確保のための研修会の実施	43人	90人	研修受講者数 研修定員から各年度30人 29年度累計見込990人
18	教育の充実	県立特別支援学校高等部卒業生の就職率 自立と社会参加を促進するため、「個別的教育支援計画」に基づいて、就労支援の適切な実施	19.5%	35.0%	県立特別支援学校高等部卒業生の就職率 目標値は29年度就職率
19		民間企業において、障害のある人の法定雇用率 2.0%の達成	1.79%	2.00%	民間企業における障害のある人の雇用率 法定雇用率 2.00% 目標値は29年度実雇用率
20		福祉人材センターの斡旋による就職促進 新たな福祉マンパワー、潜在的マンパワーの就労を促進し、福祉人材を確保	98件	345件	H37に必要な介護人材は、H24の1.4倍となるため、H23～H25の過去3年間の平均就職者数(82人)の1.4倍の人数を毎年就職させる。各年度 115件 29年度累計見込2,199件
21		県で養成した「県版障害者ジョブコーチ」を派遣し就労を支援	180回	540回	「県版障害者ジョブコーチ」の派遣回数 支援対象数から必要回数を推計 各年度 180回 29年度累計見込1,260回
22		精神障害者を対象とした社会適応訓練事業の実施	3人	15人	当事業における一般就労移行者数等 各年度 5人
23		社会福祉法人等を活用し、適性・雇用ニーズ等に対応した多様な職業訓練の実施	51.6%	55.0%	職業訓練修了3ヶ月後の就職率 国の目標 55.0% 目標値は29年度就職率
24	社会参加への支援	重度心身障害のある人の自宅などに出向いてパソコンの操作指導等を行うボランティアの派遣	500人	1,500人	障害者パソコンボランティアの派遣人数 需要等を勘案し、各年度 500人 29年度累計見込7,056人
25		企業で使われていたパソコン等をリユースし利用希望者に無償で配付	35台	105台	リユースパソコン台数 各年度 35台 29年度累計見込431台
26		点字図書館の点字図書の充実	700冊	2,100冊	新たに作成した点字図書数 各年度 700冊 29年度累計見込7,683冊
27		点字図書館の録音図書の充実	500本	1,500本	新たに作成した録音図書数 各年度 500本 29年度累計見込8,441本
28		聴覚障害のある人のコミュニケーションを確保するための手話通訳者の養成	1人	12人	手話通訳者養成人数 各年度 4人 29年度累計見込130人
29		聴覚障害のある人のコミュニケーションを確保するための要約筆記者の養成	7人	15人	要約筆記者養成人数 各年度 5人 29年度累計見込36人
30		パーキングパーミット制度の充実	5施設	60施設	新規協力施設数 各年度 20施設 29年度累計見込474施設
31		障害のある人のスポーツの指導に習熟した指導員の養成	0人	60人	障害者スポーツ指導員等の育成人数 ニーズ等を勘案し、中央・県内受講者を推計 27年度、29年度 各30人(隔年実施) 29年度累計見込377人
32		障害のある人がスポーツ指導を受けようとする場合の指導員の派遣	50回	150回	障害者スポーツ指導員等の派遣回数 ニーズ等を勘案し各年度50回派遣 29年度累計見込749回
33		ふれあい創作活動の充実 絵画・陶芸・手芸などの創作活動を支援する指導者の派遣	80回	240回	創作活動を支援する指導者の派遣回数 ニーズ等を勘案し各年度80回派遣 29年度累計見込1,099回
34		身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)の育成委託及び貸与	2頭	6頭	身体障害者補助犬の育成貸与頭数 貸与希望の状況を勘案し各年度2頭貸与 29年度累計見込38頭